



内ないし来春までと比較的の期限が明らかにされでいたと思うのです。ところが、今度のようなことになりますと、アメリカの国内事情その他についてもいろいろ報道されておりますけれども、何よりも約一年に余つて移送の期限というものが延長された、こういうことになりますと、アメリカの国内事情についてはそれなりに理解できるとしても、はなはだしくどうもアメリカの当局に對して不信感というものがぬぐいがたいと思う。現地の屋良主席も、事実上のこれは延期声明だ、こうの政府として、この問題についてどれだけ詰めた話をしていたのか、これまた疑わざるを得ないわけです。そういう不信感がある以上、何とかやはりこの措置をしなければ、これはともかくいままで待ってきたのだから、あと一年くらいは、こういうかりにも姿勢があるとすれば、これは重大なことになるのではないか、こういう感じがするわけであります。したがって、これから先もいろいろと協議をする、こういうふうにおっしゃるわけですねけれども、この問題について、それではアメリカ当局に対してもあらためて交渉する、こういうかまえでございますか。

○愛知国務大臣 御心配や御意見は私もまことにごもつともだと存じますから、なお一ぞ撤去の促進ということについては、ただいま申しましたように政府としても努力をいたすつもりでござります。御案内のように、この毒ガスの撤去作業、解体あるいは輸送については、特に安全時間や用意といふものは、いよいよ決定をした以上、さらに十全の準備や安全措置を考えなければなりませんまいから、多少の実行の期間がかかることがありますまいから、多少の実行の期間がかかることはあるはやむを得ないかとも思います。それから幸いにして、沖縄返還のときまでにはきれいにするということが一つのアメリカ側の考え方の

基礎にあるようでございますから、これを踏まえまして、さらに一そうできるだけ早くかつきわめて安全に撤去されるように、今後とも折衝、努力を続けたいと思います。

○木原委員 大臣、安全にとおっしゃいますけれども、今までアメリカの現地軍当局などが明らかにしたところによりましても、移送についての安全ということについてはそれなりの配慮がある、こう言つておるわけですけれども、しかしながら、肝心の住民対策その他については、たとえばいつどういうルートを通つて運ぶのか、こういうことについては何ら示されていない。したがつて琉球政府としても、住民に対しても、どのような安全措置を講じだらいいのかまだわからない、こういうような側面があるわけであります。これは後ほど上原君のほうから、あるいは関連して御質問になるかと思いますけれども、実はそういう状態がある。私どもが心配をするのは、そのことも関連しますけれども、報道によりますと、ジョンソン島への移送についても、なおアワイその他で強い反対があるやに聞いております。それからまた、今度示された方針なるものが、計画なるものが、はたして最終的なものかどうか、こういうことについても、なおアメリカの議会筋に問題が残つているようにも聞いております。それからまた、今度示して、大臣は返還までにはきれいにする、こういう声明でござりますけれども、そうかといって、あと二年近くも、今まで待つてきたのだから、さらにもう少し待つてみよう、こういう姿勢では私はやはり困ると思うのです。

そういうことと関連をいたしまして一つ伺つておきたいのですけれども、かりに、アメリカの説明によりますと、百五十トンばかり近く移送開始をする。これに対する安全輸送についての何か具体的な、日本政府なら日本政府が積極的にそれに関与をして安全を確保する、こういうことについでは詰めた話し合いができるわけでございますか。向こうに完全にまかし切りで、あるいはその日になつて、こういうことでやるからどうだ、こ

○愛知國務大臣 これから第一回と申しますが、撤去と輸送が始まると、日本政府側としては協力をするような、そういう道を講ずるのか、その辺はどうですか。

○木原委員 これがから第一回と申しますが、撤去と輸送が始まる状況等については、アメリカ側としても十分日本側に連絡の用意があるというふうに理解をいたしております。それから一部は、日本側がこれに対し積極的に参与云々というような御意見もあるようでございますけれども、これはアメリカ側が全責任をもつて安全に撤去をすることが確約されておるわけでござりますから、それに第一義的に信頼を置いてやつてしまいれば十分じやなかろうか、かように存じておる次第でございます。

○木原委員 その辺にわれわれはまだ大いに不安が残るわけですが、その前に、なおアメリカ側からの報道によりますと、たとえばジョン斯顿島への移送についても反対が強い。そういうことになりますと、たとえば残余の分について、ある部分については、沖縄なりあるいはその周辺地区でいわゆる毒ガスの破壊工作をやつたらどうだ、こういう意見がアメリカの議会筋なんかにもあるよううに聞いているわけですからども、もしかりにこの移送を中止をして、現地周辺で何か毒ガスの破壊作業をやる、こういうような問題が生じたときには、そういうことは日本政府としてはとらない、そういう方針でよろしゅうございますか。

○愛知国務大臣 そういう方針でいままでも交渉いたしておりましたのでありますから、そういうことにならなければならぬという態度で政府としては貫いてまいるつもりでございます。從来も、先ほど申しましたようにいろいろの経緯がございますが、アメリカ側にもいろいろの動きがありましたが、終局的にジョン斯顿島ということに決定し、かつアメリカ政府が議会側に対しましても十分いろいろと折衝もしたようでございますから、たびびジョン斯顿島に移送を決定して、そうし

てそれを日本政府に連絡をしてまいりましたからには、アメリカ政府もさような方針をきめたことは事実でございますけれども、さらに、ただいま御心配あるいは御意見のような点は、重大な点でござりますから、政府といたしましても、まずそれが貫徹される、そうしてそれがすみやかに実行されるとことについて、この上とも十二分の配慮をしてまいりたい、かように存じます。

○木原委員 従来のことから推して、われわれの不安が尽きないわけでありますけれども、やはり一つには、ともかく百五十トンの輸送が近く行なわれる、ここから始まるわけでありますけれども、しかし、御案内のように、なおこれはまことに限られた量でございまして、かなり膨大なものがまだ残されておる。それらの計画について、は、ジョンストン島で収容の施設ができるとの相まって移送を行なうのだ、こういうふうにも伝えられておるわけであります。しかしながら、はたしてそういうことになるのかどうなのかといふについても、私どもは実は不安が残るわけであります。そこで、ジョンストン島への移送についてのあと、の計画については、これから何かやはり詰めた話し合いをする、たとえば安全輸送とも関連をして、百五十トンの積み出しないのはその残余の処理の方法等については、これから逐次やはりアメリカ当局と交渉をしていく、折衝をしていく、こういうふうに措置をするんだというふうに考えてよろしゅうございますか。

でございますから、最初の撤去、輸送についてはなお一そく周到な準備が全般として必要なのだろうかと想像しているわけでございますが、一たび軌道に乗りりますれば、私は、政府としては、順調にこの実施ができるものと、現在のところはさよに確信いたしておりますが、その確信どおりに実行できるよう、ただいま申しましたように十分にこれからも配慮をし、折衝すべきものは折衝して、そこへ、ふとうござつております。

一そう促進することについて、十分御趣旨を体して今後とも善処したいというのが政府の立場でございます。

○木原委員 いすれにしましても、この問題につきましては、従来の経緯から見まして私どもはなはだアメリカの措置を遺憾であるといわざるを得ないのですけれども、ひとつ政府のほうでも姿勢を正して、現地の県民の諸君、あるいは日本国民の不安を去るように対策を講じていただきたい。要望を申し上げておいて次に進みたいと思います。

するかと思ひますけれども、本来私どもは、これは第二次大戦後の国共分裂以来長い歴史のある問題でございますが、事柄の筋合いからいえば、両方の一つの中国の主張というようなものは何とかひとつ平和的な話し合いで結論が出ないものであろうが、こういうことを期待するのが自然の考え方ではないかと思いますが、しかし同時に、そういったよな問題が武力によつて解决されるというようなこともあり得ることと考えれば、そういう

○木原委員 アメリカ側の資料によりましても、すでに沖縄に貯蔵されておる毒ガス兵器については、兵器そのものはかなり老朽化しておる、したがつて不測のガス漏れというようなことも憂慮される、実はこういう側面もある。こういうふうにも聞いておるわけであります。したがいまして、アメリカ側の計画によりますとあと一年数ヵ月、七二年のかりに上半期としましても一年半近くの時日があるわけであります。問題は、その間にアメリカの施設ができるのを待つ、アメリカの計画が軌道に乗るのを待つ、実はこういう側面があるわけでありますけれども、先ほど来申し上げておりますように、ともかく年内かないし来春までで、こういうことで沖縄の人たちも、ある意味ではその時期を待っていたと思うのですね。それが一年以上も延期をされる、この事態については、やはり私どもとしては、これは政府の姿勢としても、アメリカ当局に対し、この事態に対しても嚴重な申し入れをするなりあるいは措置を要求するなり、そういうやり方が必要だと思うのですが、そのことを含めてあらためて折衝をする、ことういうふうに理解をしてよろしくどうぞいります。

そらく政府の理解では、沖縄返還の時期までに完全に撤去される、総理によりますと、大統領が保證をしたのだからこれ以上の保証はない、こういうことで受けとめておられると思うのですけれども、一体この核兵器がいままでどの程度に撤去をされておるのか。それからまた、具体的にはどういう形でいつまでにというのは、最終は返還の時期までというになりますけれども、はたして撤去ができるのかどうか。いまなお依然としてマースBの発射台はそのまま残っています。それからまた核貯蔵庫も依然として従来のまま残つております。われわれとしては、撤去したものならば、核貯蔵庫等も同時に破壊をするなり撤去をしてもらいたい、こういう気持ちがあるわけですけれども、しかし、現在のところなお核兵器はおそらく残つておる部分が多いと推定をされる、そういう状況があるわけです。これらの問題については、政府のお考え方はどうですか。この今までアメリカにまかしておいて、約束どおり完全に撤去をされる、ただそれだけでございますか。

その次にもう一つお伺いをいたしておきたいのは、実は中国政策の問題についてであります。実は私もこの秋中國を通過をいたしましてハノイを行つてまいりましたけれども、中国政策の問題について、私どもいろいろと大事な総理の発言を聞いてまいつたわけでありますけれども、これはもう全く——どう申し上げたらいいんでしょうか、やる気がない、こういうふうに受けとめるわけであります。そこでお伺いいたしたいわけでありますけれども、この春の当委員会におきまして、總理が、中国は脅威である、こういうことを繰り返し、言明をなさいました。私の質問にお答えになりまして、核兵器を持つておる中国、それからまた國際的なつき合いの乏しい中国、これは日本の国民にとって脅威である、こういうことを言明をなさつたわけであります。私はこのことは、いまの日本政府の中国認識、中国に対する考え方のある意味では端的に表明をしているものもあるし、たいへん重要な見解であると思うわけでありますけれども、そういう意味で、現在でも政府は、そのような邦中國の存在が脅威である、こういうふうに御認識になつていらっしゃるわけですか、どうですか。

うことは隣国である日本の安全ということからいつ、これはたいへんな問題になり得るのではなかないか。重大な関心を持たざるを得ない。そういうことから申しましても、中国問題に対する一つの基本的な考え方としては、そういう武力が行使されるというようなことが望ましくないということをひとつ関係者の間で確立されることは、うに望ましいことである、こういうふうに私は考えていくべき筋合いではなかろうか、かように存じております。

○木原委員 大臣は少し問題をおそらせになつたわけですがれども、確かに話し合いによって解決すること、これはもう当然望ましいことでありますし、それからまた武力によつて、たとえば北京政府が台湾を解放をする、こういうふうに言明をしておるわけでもないわけであります。そのことではなくて、私どもの考え方によれば、実にもうすでに戦後二十五年ですね、四分の一世纪、しかもあれだけ戦争ということを仲立ちにして接触のあつた中国との間に断絶をしておる。文字通り断絶をしておるわけですね。このことが私は日本の国民にとって不幸ではないのか。中国にとって不幸ではないよりも日本の国民にとって最大の不安、むしろ日本の国民にとって脅威があるとすれば、断絶をしておるといふ事態ですね、このことと自体

かく撤去ということで実現の緒についたということは、私はほつとしているわけでござりますけれども、この上は、日本国民、特に沖縄県民の願望にこたえましてようやくここに方針が決定し、その実行の緒についたわけですから、これをさらに

これに対して、全国民の願望に基づくところの政府の政策に背馳するようなことはしないといふことで、核抜きが保証されていることが明らかである。このことは、たびたび申し上げましたように、日米両国との最高首脳間で確約されたところで

ているということで、事実認識の上において皆さんがそういう認識をすることは事実あると思いますが、それが具体的に脅威であるかどうかといふことにについてはいろいろの見方もあらうと思ひます。たとえば一つの中国論ということにも関連して

が非常に脅威ではないのか、こういうふうに考へるわけです。たとえば現に戦争をやつておる北ベトナムとアメリカの間でさえ、北ベトナム政府の代表は、われわれはいつでもアメリカの最高當局に対して話ができるバイブルを持つておるとわれわ

れに言明をいたしておりました。戦争をやつてゐる國でさえも一方では話を通するパイプを持つておる。およそ外交というようなものはそういう側面があつていいんじやないか。ところが、たびたびの政府の言明にもかかわらず、たとえればまだ大使級会談についてもほとんど展望もない。文字どおり隣邦北京政府との間には断絶をしつばなしだ。これでいいのか、こういう不安が中國問題の根底にあると思うのです。これは、おそらく國民の九九%まではそのことに対する不安を持つてゐる。われわれは明九日、各党の議員が日本中国交回復議員連盟といふのを結成をする、こういう運びにもなつておりますけれども、私どもの共通の、不安、そういう國民の不安を何とか打開をしなければならぬのじゃないか、実はこういう気持ちなんです。ところが政府は依然として、これまでの発言を聞いておりますと、そういう不安を何らかの形で代表をして打開に臨んでいこう、こういう姿勢が見られない。これでよろしいと思うんでしょうか。一体そういうような國民の不安あるいは繪理が言明をされた中國が脅威であるという認識に対して、どのような対応をしていくのか。これを避けて何か問題を多岐にわたって検討をする、こういうことでは進まない段階に來ているんじゃないかと思うのですが、いかがでしようか。

れますがそれでも、アメリカが米中大使級会談を數十回やっているということも事実でございまけれども、アメリカは中国との間にほかの触手などございませんから、大使級会談ということにそ方法を求めるほかには方法がなかった。そして実際上の断絶関係が現在も米中間には続いているのが事実であろうと思います。日本としては、最近国際的に中国に対していろいろの動きがありますことも十分承知しておりますけれどもまあ一口にいえば、たとえばヨーロッパの諸国などあるいはアフリカの諸国などは、何と申しますしても気が楽な立場にあるのではないか。日本は隣国であり、またいろいろの点で深い関係もござりますので、最も慎重に真剣に考えていかなければならないという立場にあるのではないかと私はいは考えておるわけであります。したがって、上バスに乗りおくれるというような話題もござりますけれども、政府といたしましては最も安全なバスを仕立てたいのであって、ただ単にこの種の問題については時間を限つていつまでにどうというふうにせいてはいけないことであって、やはり二十数年にわたる問題でありますだけに、とくにこれまでいろいろの方法を日本の国益の上に立つて考えていかなければならぬ。また先ほどもお話をございましたが、国際緊張の緩和といふことからいえば、どういうアプローチが最も妥当であるかというような点につきましても、真剣に慎重に検討していかなければならぬというのが政府の立場であつて、同時に、過去においてはそうであったが、いつまでこれでいいかということについては、いつまでもこれでいいと考えているわけではございませんが、慎重にじっくりと取り組んでいかなければならぬ問題である、これが現在の政府の姿勢であるわけでございます。

白の交渉が間もなく始まる時期にきたわけでありますけれども、しかし、関係者の方々の話によりますと今度はどうなるかわからぬ。大臣の御言明中になりました貿易という側面につきましては、これはおそらく来年の交渉は最後の交渉になるではないか、こういう実は憂慮もあるわけあります。だから、もし大臣がそういうふうにおしゃるならば、では来年の覚え書き交渉の問題について、たとえば、これは申すまでもありませんが、ある意味では準政府保証、こういうような性格を持つ経済交流なわけなんですけれども、この経済交流のパイプを維持していくこう、こういう角度の上に立つて何らかの形で政府が前向きの姿勢を示す。たとえば、これまた長年の問題でありますけれども、延べ払いを認めていく方式であるとか、あるいは決済の方式であるとか、あるいはまた吉田書簡の破棄であるとか、これらの問題について何らかの形で前向きの措置をとる、このよくなことは考えられませんか。

体的に政府の方針を申し上げる段階ではまだない  
といふことも事実でございます。  
○木原委員 バスに乗りおくれるなという表現があつたということを大臣もおつしやったわけですが、けれども、私どもはやはりバスの問題ではないと思うのですね。大臣も御指摘のように、日本と中國の関係はカナダやイタリアと違うことはおのずから明らかであります。ある意味ではもつと深い。そういう意味では、たとえばやはり戦争という問題についても、いまだに大陸政府との間にはこの状態が法的には解消していないという事實もある。いろいろなことを考えましても深いことはわかるわけであります。しかし先ほども申し上げましたように、問題は、それもすでに四分の一世纪にわたって文字どおりの断絶がある。これに対して何らかの形のやはりバイブルといいますか、見通しをつけていかなければならぬ段階にきておるんだ、この事実がやはり大事だと思うのですね。そうしますと、いまの状態の中で、日本政府として、いろいろ前提になることをおつしやつておりますけれども、一体何をしていくのか、どうしたら少しでも硬直した状態になつていても緩和していくことができるのか、その方途についていまは申し上げる段階ではない、いまだにはつきりした方策というものが立たない、この姿では、先ほど申し上げたように国民の不安というものはあとを断たないと思うのですね。だから私どもとしては、経済交流の道に関するいえ、いま申し上げたような問題がある、あるいはまた大使級会談等についても政府においては考えておる、こうおっしゃるのですけれども、しかしその見通しについては何も明らかにされていない。これはおそらく現状のままでいけば、中国問題については、いまの政府の姿勢の中では何らの打開の道を見出すこともできない、こういうふうに言わざるを得ないわけであります。しかしながら民間の努力は努力、当然政府がそういう問題を踏まえて、少しでもどこからでも手のつくところから姿勢を改めていくことが望ましいのではないか、こういうふう

に考えるわけがあります。ですから一例として覚え書き貿易のことを申し上げたわけでありますけれども、かりに覚え書き貿易を継続する事が望ましいということであるならば、それに必要な裏づけ、こういうものについてはもう少しやはり前向きの措置を講じていく、これぐらいの姿勢は最小小限度あつていいのではないか、こういうふうに考えるのはあります。これはおそらく国民の世論だと思うのですね。台湾との関係がその問題についてもしょっちゅう出てくるわけでありますけれども、しかしもう政府の立場でも、台湾の政府に気がねしていく、遠慮をしていく、こういう段階は過ぎているのではないのか。それよりも国益という立場に立つて考へるならば、やはり七億五千万の国民を有する大陸政府に対して何らかのアプローチの姿勢を示していくことのほうが、国益の上からいっても望ましい時期にきておる、私どもさえもそう考へるわけです。それについての裏づけはまだ明らかにする段階ではないと思いますけれども、しかしこれから覚え書き交渉を始めるという関係者の方々の中から幾つかの問題が提起をされてくると思います。それについては、政府としては前向きの姿勢でこれに臨む、これぐらいいのことはおっしゃられるのかどうか、その点を明らかにしてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○愛知國務大臣 前向きと申しましてもいろいろあるかと思ひますけれども、要するに原則論から言ひは、さつき申し上げましたような考え方、それから國益、國際緊張の緩和、そしてまた國際主義といふことも考へなればならないという立場に立つて、たとえば覚え書き貿易あるいはそのほかいろいろおあげになりましたような問題につきましても、これらの点については從来から御質疑のあるたびにお答えしておるかと思いますが、要するにゲース・バイ・ケースで善処していくといふことが言えるのではないかと思います。

○木原委員 これは大臣からも、何にもおつしゃつてないのと同じことだと思うのです。これ

では全く困ってしまうのですね。これは外務大臣も佐藤総理大臣も御引退願う以外にない。国民の不安、国民の受けている脅威、これに対しても外交当局は何にも対処していないじゃないですか。あまりにも日本の外交姿勢というものが硬直過ぎておる。しかも次々と問題が出てきておるわけですね。尖閣列島の問題についてもしかり。そういうふうに相次いで問題が出てきておる中で、何らの姿勢がないということ 자체が、私は国民にとってたいへんな脅威だと思う。これに対しても措置といふものががないならないではつきりおっしゃっていただきたい。何かあるようなことを言いながら何にもないということが、かえつて国民を毒すると思う。

私は、そこでもう一つだけお伺いしてやめたいと思いますけれども、一つは、では来年の国連に向けての御案内のような重要事項指定方式、これはことし限りで限界にきた、こういうふうにおっしゃることができますか。

これが一つと、もう一つ、時間がありませんのであわせてお伺いいたしますけれども、大使級会談についての接触を始められた、こういう御説明があつたやに聞いておりますけれども、大使級会談については一体どのような折衝の方法といいますか、アプローチを試みておられるのか、それについても多少のことはひとつこの段階で国民の前に明らかにしてもらいたい。どうでしよう。

○愛知国務大臣　中国問題については、日本が主体的にどういうふうな態度でいくかということですが、「一番日本としては大切なことだと思いますけれども、同時に、ただいま御指摘になりましたように、国連における代表権の扱いというような認識を持つておるわけでございます。そういう点から申しますれば、従来ずっと統いておりましたような代表権の扱いの方の方式だけに、これはたとえばアルベニア決議案とかいろいろの形が、ずつ

と從来固定した一つの方式が考え方られておりましたが、そういうことだけでいいのだろうかというような考え方方が國際的にもだんだん出てきているようにも思われますが、そういう点を十分に踏まえて対処していく必要があるうかと、こういうふうな考え方でございます。

それから大使級会談については、そもそもこれを意図いたしましたのがずっと前でございますけれども、抑留邦人等の問題についてジユネーブで双方の総領事会談を持ったことがございますが、その後起こりました抑留邦人問題については、大使級会談ということでの結末をつけることが妥当ではないかということで提唱いたしたことでも事実でございますが、同時に、お互いに政府間の接触というものがなくて、そうして基本的なものの考え方と申しますか、そういうことをまず話し合つてみると、という機会もないのは非常に残念なことであるということから、大使級会談というのをいつ、どこでもよろしいが、当方としてはこれを聞くといいますか、持つ用意はございますということを提唱しているのが現在の状況でござります。いまだ不幸にしてこれに対する対応はございませんけれども、政府としてはやはりこの態度を続けていくべきである、かように存じております。

○木原委員 これで終わりたいと思ひますけれども、これはとてものことには大臣の御発言を聞いておりましても何らの期待もできないような姿だと思います。

あらためて別の機会にもっと突っ込んだ質問をしたいと思いますけれども、ただ一つ申し上げておきたいことは、いずれにしましても日中問題というものは、日本の特殊な立場を十分踏まえた上で、しかもすみやかに解決のめどを開いていく、こういうことがなければ、これはこじれる一方ですね。残念ながらわれわれには外交権がない。われわれもできるだけの接觸を保ち、ともかく国民の疑惑不安というものを晴らしていく。中国側から日本の政府の姿勢についてきびしい批判があ

ります。これについては誤解があり、曲解がある、こういうような御言明等もこの春ございましてたけれども、その誤解さえも政府は解く手段を持つてない。これほど硬直をし、それからある意味ではばかげた外交姿勢というものはないと思うのです。このことが国民に不安を与えておるわけでありますから、国際情勢の流れもさることながら、民衆世論の動向に即してやはりきちんと対中國政策といふものを立てる、こういう方向で努力をしていただきたい、こういう要望を申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

○天野委員長 上原康助君。

○上原委員 私は、沖縄の毒ガス撤去の問題について関連質問いたしたいと思います。

先ほど外務大臣の木原委員の質問に対する御答弁があつたわけですが、残念ながら納得できる内容ではないであります。

まず第一点 毒ガス撤去について政府と米国政府の間にどういう合意点があつたのか、その経緯について御説明をいただきたいと思います。

○愛知国務大臣 これは先ほどもお答えいたしましたとおりでございまして、一々あげますとぎりがございませんけれども、特に毒ガス撤去問題についての撤収の要求をはじめといたしまして、その他問題の協議の場合におきましても、機会あるごとに撤収をすみやかに、安全に実行するということを、アメリカに対しまして折衝につとめてまいりましたわけでございます。そうして御承知のように十二月、先方の時間の午前十一時三十分、これは日本時間にしますと五日の午前一時三十分になりますが、ワシントンで国防長官から発表が行なわれたわけでございます。そうしてこの発表につきましては、日本政府に對しましても、こういう発表ができるようになりましたということを事前に通報がございました。この事前通報があつたということとは、この発表までは、これは内々のこととございますけれども、そういう経過に相なつておるわけでございます。五日午前一時三十分のワシントンにおける国防長官の発表文は、もうすでに

公表されていることでございますからあえてここで読み上げませんが、御承知のとおりでござります。

○上原委員 私がお聞きしているのは、少なくとも毒ガスの撤去については、県民の要求はもちろんですこと、國民の立場においても、致死性毒ガスというものが沖縄の米軍基地に貯蔵されているということが明らかにされて、しかも昨年の七月には現に事故も起きています。その國民世論を背景に政府としてもすみやかにかつ完全に撤去をすべきだという姿勢で対米交渉をなさってきたとわれわれは理解をし期待をしておつたわけです。さらに、米国政府も昨年の十二月に、できるだけ十二月もしくは今年の一月早々までに完全に撤去するということを明らかにしてきたはずなんですね。しかし、その後御承知のようにアメリカ国内においてオレゴン州への移送反対、いろいろな國民の圧力によって、この毒ガスの撤去というものが延び延びになってきた。このように、沖縄県民の要求というものを完全に無視して、さらにアメリカのかつてに持ち込んだ毒ガスを、アメリカの国内における國民の声というによつて今日まで延び延びにされておる。そういうことをとらえても、もかかわらず、五日に発表された一部の毒ガス撤去に対して、大いに歓迎をするという外相の談話が発表されております。この一事をとらえても、いかに消極的な姿勢で日本政府が毒ガス撤去の問題について対米折衝をなさってきたかがうかがえると思うのです。これでは一事が万事、沖縄問題といふものは前進しないと思うのです。

そういう意味で、あらためてこの毒ガス撤去の問題について、百五十トン、前は公式に一万三千トンといわれている大量の——わずか百五十トン、しかもイペリットというきわめて毒性の薄いものをまず第一に撤去をする。VX、GBという致死性の強いものについては、七一年ないし七二年まで残すというこのアメリカのやり方に対し、政府としてあらためて早急に撤去をすべきである

という立場での対米交渉をなさるお考があるのがどうか、この点についてぜひ明確にお答えをいただきたいと思います。

○愛知國務大臣 私は率直にお答えするわけでござりますけれども、いまも申しましたように、本件については私自身といたしましても非常な努力をしてまいりました。特に米国國務長官あるいは国防長官等は、沖縄県民の方々の御心配や御意見を十分に体しまして非常な努力をしてくれたと私は理解をいたしております。非常に不幸なことは、アメリカの国内にまたいろいろの意見が起り、これが議会での論議になりましたために、米国の政府の日本あるいは沖縄に対する積極的な努力、行為というものが相当に時間がかかって、しかしながらかねがねの要望であります毒ガスの——今度の発表にもございますが、現在沖縄に貯蔵されている毒ガス兵器をすべて太平洋上のジヨンストン島の貯蔵場所に移送するという計画が、あらゆる意味で承認されたということになりました。ここに至りますまでの米政府関係者の努力というものの、そしてこの要望にこたえてくれた

といふことに對しては、私は歓迎と敬意を表しておる次第でございます。しかしながら、せつかくここまで来て、さらに事柄の性質上非常に危険なものであり、そしてかねがね日本政府側から要望いたしております安全に撤去をするということがいかに大きな問題であるので、それに対して十二分の配慮をすべきであるということを体しまして、なかなか大きな困難の起きたような状態に生活そのものが大きな困難の起きたような状態になつておる。そういう不安を持って生活を余儀なくされている沖縄県民の立場というもの御理解をして、この毒ガス撤去というものについては、さらに強力な対米交渉を進めていただきたいと思うのです。七二年まで待つわけにはいかない。安全の問題、いろいろあるでしょうがあらためて強力な対米折衝を政府としてなさるよう必要性の強いものについては、七一年ないし七二年まで残すというこのアメリカのやり方に対するお考の点は期待はされど、すべてをジヨンストンに移す。そうして発表されたところを見ますと、その終期がわれわれが予想いたしました。それと、いつ撤去するのか、その日時についてどうなつてているのか、あるいは輸送ルートはどうなつてているのか、そういう面について政府と聞いて、時間があれませんので、いずれの機会に意見を調整して全部をジヨンストン島に移送する

ことを決定したということについては、私どもは喜んでかかるべきことではないかと思います。かなります上は、さらにできるだけこの完了が安

全に適切に行なわれるということについて、十二月申しますか、話し合いと申しますか、これを進めまいりたい、こういうふうに考えております。

○上原委員 どうも外務大臣一流の御答弁なん

で、もちろん政府がこれまで毒ガス撤去の問題あるいはその他の面で、御努力をいただいているところは全面的に否定するものでも私もないわけなんです。しかし私は、この毒ガス撤去ということは、何も感情的とかあるいはイデオロギー論だけで言つておるわけではありません。現に私の住んでおる家というものは、毒ガスの貯蔵されておる家と二キロないし三キロしか離れていないわけなんです。嘉手納村は、その中で現地のいまの住民の心理というものは、アメリカは近日中に撤去するということを発表はしたものの、いつどのよう

な輸送ルートで撤去をするといふことも全然明らかにしていないわけなんです。しかも、避難していかにどうかわからぬ。学校やあるいは住民の心理と、アメリカは誠心誠意事に当たつてまいりたいと思つております。

○上原委員 終わります。

○伊藤委員長 伊藤博文九君。

○伊藤惣一委員 私は中國問題について伺いたいと思います。

特に大陸などの問題について最近問題になつておりますが、中国の尖閣列島に対する主張についての報道されておりますが、それを分析いたしまして、中国政府というの尖閣列島の領有を主張しているのが、あるいはまたあの周辺の大陸などを主張しているのか、または尖閣列島を含めてその周辺の大陸などを主張しておるのか、その辺が非常にあいまいなわけですが、政府としてはどうなつていて、どうなつておられるのか、その点から伺いたいと思います。

○愛知國務大臣 正確な日時等は場合によつては政府委員から御説明いたさせますが、こういう経過になつております。

国民政府が主張しておりますのは、尖閣列島の領有権を含んでおります。そして尖閣列島の海底

を含む東シナ海の大陸だなについても開発の権限を持つものであるという根拠に立っておられます。で、これに対する日本政府としては、国民政府に對しては、まず尖閣列島の領有権ということについては、いかなる点から申しましても、これは固有の日本の領土でありますから、いかなる政府との間にも、本件について話し合いとか交渉に応すべきものではない。日本政府は、もうあらゆる意味においてこの領有権がいかなる国に対してもはつきりした事実である、こういう態度をとつております。

それから大陸だなの開発計画の問題については、国民政府が石油資源等の開発等についていろいろの計画をやっておるようありますけれども、これについては国民政府が条約上の根拠その他によつてと他によつて一方的に——条約上の根拠によつてというのは、彼らの主張する根拠等によつて、一方的に権利を主張し得るものではないから、いかなる計画も日本政府としては認めることろではない、こういう態度をとつておりますが、この大陸だなの問題等については、必要ならば両国政府間で話し合いに応じて、どういう見解でどういうことをしたいのかということを聞いて、こちらの主張を明らかにするということならば、これは話に乗つてもいいということで、いま申しましたような基本的態度で国民政府には応酬をいたしておりますが、何といって、いまのところ結論が出ているわけでも何でもございません、これは常識的に申しまして……。

それから一方、最近になりましてから中華人民共和国政府が新たに主張をし出しましたのは、これはいまさら申し上げるまでもございませんが、正式な国交関係がございませんから、公式文書その他で申し入れてきたものではございませんが、新聞情報その他の見ますると、やはり国民政府の主張しておることと大体同工異曲の主張のようになりますが、国民政府に対すると同様に、主見受けております。これに対しまして記者会見その他、あるいは国会の委員会においてはもちろんございますが、国民政府に対すると同様に、主

権の問題ならば、これは何ら話し合いとかなんとかいうべき問題ではない。日本として完全に領有権を持つているのであるから、話も何も、ことばは悪いですが、聞く耳は持ちませんという態度が政府の態度であるということを堅持しておりますし、またその態度を堅持すべきものである。たとえば、すでに外務委員会でも、あらためて沖縄選出の西銘委員からも具体的な御主張があつたんですけども、一九二〇年に、当時の中華民国の長崎駐在の領事が沖縄県の方々に対して、難破した船などの問題について感謝状をはつきり出されていましたから、もう尖閣列島の主権ということについては政府としては何ら意に介すべきものではない、かよう存じております。

華民国の漁民等が出漁を行つた場合、あるいはその周辺を遊よくしている場合等におきましては、いろいろの記録もございますけれども、施政権者であるところの米国側がこれに対し適宜な措置をとつてゐることもあり、また過般は青天白日旗を掲げたのを撤去したり、あるいは落書き等がありましたものもこれを始末をしたというような事実もあるくらいでございまして、こういう種類の問題については、私はどこの国との間にも協議とかなんとかすべき問題ではなくて、もうきわめて明白にあらゆる根拠からいって日本の主権下にあるところでございますから、こういうところに一方的にかゝつてある國々が領有権を主張したからといって、それの商議に応するなどということは、主権國である日本の立場としてとるべからざる態度である、かように存じておる次第でございます。

いつても、日本政府のとる態度は向こうの気分を害するような行き方、主張を二千数年、現在でも変えようしないのが現状であります。そういったことにおいて、このままでいいのかどうか、その点について伺いたいわけです。特にこの問題について、国際司法裁判所などにおいて解決することができないということは大きな問題じやないかと私は思うのですが、外務大臣の所信を伺いたいと思います。

○愛知國務大臣　まず第一に、先般国旗を立てていつたというのは、青天白日旗であって、国民政府の国旗でございまして、中華人民共和国政府の国旗ではございませんし、それは撤去をいたしましたわけです。それから沖縄祖国復帰が実現いたしましたければ、その範囲は現在の施政権の対象下でありますから、当然これは沖縄県として日本のものに復帰するわけでございます。そうすれば、非常に極端な例ですけれども、たとえば鹿児島県はおれのものだとある国が言っているようなものでございまして、これは固有の領土なんですから、この件について何国とも話の対象にすべきでないというのは当然なことではないか。私どもといふのは、政府はさような見解を持っております。そして必要ならば、幾らでもそれを立証する国際的なといいますか、文書もはつきりしておるわけでございますから、それに何ら、一点の疑いもいれない、これに對してはき然たるその態度だけで私は十分だと思います。それ以上に先方が、たとえば鹿児島県はおれのものだといふものがあつたからといって、それに接触を求めて、国際的な会議をするとか、あるいは裁判所に提訴するとか、そういうことを考えるべきでないと同様に考えていいのではないかと私は思っております。

それから大陸だなの問題は、大陸だな条約といふようなものもございますが、これは日本は入つてもおりませんし、国際法的な権利、権限等について明確な国際条約というものもございません、と言ったほうが常識的ですが、そういうことになると思います。たとえば問題の地域について、事実

の問題としてはガルフ・オイル会社が国民政府との間に利権を設定するというような話し合いができたというふうな報道や、国民政府側の宣伝と申しますが、言い分はござりますけれども、この当該のガルフ会社としては、こういったような問題は政府間の問題であろうから、その海域の石油採掘の前提となるボーリングなどの作業というものは一切やることはいたしませんということを、ガルフ会社は明言をしております。そして日本政府側にもそういうことを申しておるくらいでございまして、この種の争いというか、国際間の問題になつてゐるようなことについては、第三者ではありますところのそういう会社なども、沖繩の復帰後において尖閣島の主権については日本の法令に完全に従うことになるのである、こういう理解を示しております。つまり東シナ海の海底の開発等についてのボーリングなどということは一切やりません、それからもう一つ、もっと本質的な、尖閣列島の日本の主権ということは、これは復帰後は完全に日本の法令に従う、日本の領土である、こういう理解を彼らも持つておりますから、それらのところは十分に承知しておるということを日本政府側にも申しておる。これは事実関係でございまして、念のために御説明申し上げておきます。

○伊藤(惣)委員 大臣のおっしゃることは、要するに中華民国、いわゆる台湾政府のこととを盛んに主張しておるわけであります、私は日台関係においては、日華条約もあることでありますし、きわめて話し合いでうまくいくといふようなことは予想されますが、問題は北京政府でございます。北京政府が最近この点を強く主張してきてるわけでござります。問題は、今後の海域において、当然日本の領域であるということによつて漁船も出漁するでありますよし、さらにまた海底資源開発のための調査船も参るかもしません。そういうことに対して政府は、起きてからケー

ス・バイ・ケースなどと考えるのではなくて、そういう態度でいくとすることを厳然と表明する事が大事だと思いますし、さらにはまた七〇年代の大きな問題は、国連においても十分示されますが、ようやく、対中国問題であります。私は、この問題を通して、さらにまた日中の問題については、根本的に政府がいま考えなければならない立場に置かれていることも十分存じております。したがって、そういった尖閣列島を含む大陸などについての北京政府についていろいろなことが予想されるわけでありますけれども、それについては、ういう方法でいくといつの方針というものを示唆しておく必要があるのではないか。その点が一つあります。

それからもう一つは、中国問題について大事な点は、来年再び重要事項指定方式をやるのか、あるいはまた中国問題については台湾とは別に考えるのか。いろいろな方法が考えられてはいるわけでありますけれども、大体中国問題立案の態度について、外務大臣は、政府としてはきまつてないとしても、どういう態度で臨むのか。よく外務大臣はすべて国益を中心として考えるといふようなことを言つておるようですが、それはどういうことなのか。そういう基本的な問題についても伺つておきたいと思います。

○愛知国務大臣 尖閣列島についての中華人民共和国の主張といいますか、これは新華社電で私ども承知しているわけですから、やはり国民政府と同じように、尖閣列島の主権は本来自分のほうにあるべきだということも言つておるようになります。それから大陸だの問題については、日本が中心になつて開発について他国と共同で、つまり中華人民共和国以外のところと他国で共同開発をするという構想はけしからぬ、こういう二つのことが新華社電では報道されているわけでござります。ところが、その後者については、そういう共同開発というようなところまでまだ考え方を進んでいるわけではありません。それからどういふ点をどういうふうに主張されるのであらうかと

いうことは、新華社電だけではあまりはつきりしない点もござりますから、いましばらくこれは弊観するよりほかはない、かように考えておりなす。主権については先ほど来る申し上げておとりでございます。

それから中国問題についての全般的な御意見でございますが、何しろむずかしい複雑な問題でござることはいまさら申し上げるまでもございませんが、政府としては、いろいろの考え方方が国民的にもござりますので、それらも十分に承知をして、そしてじっくりかまえて、日本としてどういう道を選んだらいいかということについては、真剣にもござりますので、それらも十分に承知をして、段階でござりますので、政府の方針というよりよろしくお尋ねください。真剣に検討していきたい、かように考えていて、慎重に検討していきたい、かのように考えていたがって、また国連における代表権問題というようなものが来年1月に連における代表権問題といふことについて、いま具体的に申し上げる段階でございませんし、まだそういう考え方を固めていいるわけではありません。したがつて、また国連における代表権問題といふことが望ましいかと、いうことについては、国連加盟国多くの、百三十の国々の中にもいろいろの意見があるようでござります。そういうところも情勢を十分分析しながら日本としては最も適切と思う態度をとりたい、かのように存じておるわけでございまして、何々方式はとらないとか、何々方式をとるとかいうようなことはいま申し上げる段階ではない、これが政府の現在の態度でございます。

○伊藤(惣)委員 私は、そういう政府が对中国政策について現在考慮中であるということは存じております。ただそこで問題なことは、日本政府の態度を決定する、その対中国問題の立案の態度ですね、慎重にと言いましたけれども、慎重になんといふことじやなくて、そんな話はもうだいぶ前から聞いているわけで、こういう観点、こういう角度から考えていくべきだという一つの事務的な問題があろうかと思ひます。その点も答弁願いたいと思いますが、もう一つ伺つておきたいのですけれども、日中覚え書き協定ですか、この問題もこの年末で期限が切れます。そしてそのあとどう

國務大臣 日中貿易の問題で覚え書き貿易するかということですが、これはいまさらあげるまでもございませんが、政府が直接関係するわけではありません。したがって、うふうにこれを今後やつていくかという点では、これに從来から熱心に当たられた本側の方々もいろいろいまお考え中である想像するわけですが、そういう考え方と、先方のそれに熱心に関係しておられるの間でどういうふうな形でまとまるか、そして政府としては、円滑にどういふペイブということをけつこうなことだと思いつ後の成り行きを静観してまいりたい、こうございます。

(惣)委員 御存じのように、このままいき非常に日中貿易の将来も悲觀的な状況にけであります。そうなりますと、古井議員いろ向こうで話したことに対する問題になつた古井議員としても氣の毒な立場になるわりますけれども、私はここで外務大臣に提いわけであります。先ほども答弁がありように、日中大使級会談といふものを一応に考えておられるようですが、そうである、そういう一つの前向きな姿勢に政府もきているわけでありますから、政府の人間にういった民間貿易ではありますけれども中て、あるいはまだできるならば、今後の貿れども、そういった点について外務大臣かに伺いたいわけであります。

いたは政府の代表を団長として交渉に当ほうがいいのではないか、私はこう思うのなのか、その辺あたり伺つておきたいと思ひます。

○愛知国務大臣 ただいま申しましたように、覚え書き貿易については、高崎・廖承志間で話ができましたから、いろいろの経緯もございますが、要するに、これは両関係者の非常に熱心な方の間にだんだん積み上げられ、またときに消長があって今日に至っているわけですが、やはりこのバイブルは御関係の方々で十分御相談になつていただくべき問題であつて、相手のあることでもあり、特殊なバイブルでござりますから、政府といたしましてとやかくこれに申すことは少なくともいまの状況では差し控えたいと思います。

○伊藤惣一委員 どうも前向きじゃないよう私には思うのです。私は、外交というものは何かのきっかけ、何かのチャンスを通して政府が常に前向き積極的に話し合いに応ずる態度をとることこそが一番基本ではないかと思うわけであります。共同声明にしてもあるいはまた安保条約にいたしましても、常に日本の国益ということを外務大臣はおっしゃいまして、国益というものを大事にする、このほうが日本の体制というのは――まあ飛躍しますけれども、現在は集団安全保障体制の一員としていたほうが国益に合致するんだ、さらにまた対中国問題については、もう少しアメリカと同調しておったほうが国益に合致するんだ、あるいはまた共同声明の問題についても国益を前提としてきめた、よく国益ということばを使われているわけでありますが、このことが愛知外務大臣の外交の、すべての交渉の一つは基本線といいますか、基本的態度になつていておりますが、私は、その国益ということについてわめてあいまいでありますから、大臣のおっしゃる国益ということについてひとつどういう定義があるのか、それがわかりますと大体対中国の問題についても国民としては判断ができるわけであります。が、そ

○愛知国務大臣 国益というのは、お話しのとおりずいぶんいろいろの要素があると思います。たとえば日本の安全を考えるということも一つの大いな国益ではないか、これはわれわれが中国問題を扱う上におきまして国際紛争の緩和ということもあわせていつておりますところとも関連があると思いますけれども、たとえば一つの中国といふことについて双方ともに非常に強くこれを主張しておられるわけです。これは私は事柄の筋合いからいえ、話し合いで内輪の問題として決着をしていただければ、これを他国はそのまま認めていくというのが筋合いでないかと思います。しかし日本の国益とかあるいは緊張緩和とかいうことから考えてみますれば、武力を使ってこの問題を解決することだけは、まあ俗なことばで云ふと、かんべんしていただきたい、これが私は至多的な、事を考えるときの要素ではないか、少なくとも大きな要素の一つではないか、かように存じておる次第であります。

いなかつたわけでありますけれども、いずれにしても国益というものを考えて外交を展開するならば、特に経済的な問題については大きく国益を考えなければならぬ、そういう観点からいましても、現在の対中國勢に対する態度はきわめて現在の政府のとつておる態度は遺憾であると私は思うのであります。したがいまして、今後中国問題についてはそいつた問題も含めて解決する考えがあるかないか、その点を伺つておきたいと思ひます。

○愛知國務大臣　中国問題と日米纖維交渉と私は少し飛び離れてはいるようになりますけれども、しかし中国政策ということは、やはり日本の立場から申しましても、先ほどもちょっと申しましたが、一方では代表権をいかにすることでも、国連でも非常に大きな問題になつております。また、日本自体の立場からいましても、多面的に世界各国との間の関係の上から考えていかなければならぬ要素もずいぶんあるように私は思います。これもやはり広い意味では国益という中に入りますかと思ひます。それから、纖維問題はともかくといたしまして、経済問題といふようなことももちろん国益の中の非常に大きな問題であることは申し上げるまでもないところであると思ひます。

○伊藤(惣)委員　それでは最後に伺つておきますが、来年の二十六回国連総会まで一年近くあるわけでございますが、どういうスケジュールで対中國政策問題については立案をし、どういう形で審議するか、スケジュールですね。慎重に検討すると、いうことであります。ただことばの上でそういうことを委員会の中で答弁するだけではなくて、事務的にはこういう形でいつごろ立案をし、そしてまた閣議決定をし、そしていつごろどうするかというスケジュールを伺いたいと思います。

さらに、時間がもう参りましたのでお話ししますが、実は去る八月の十八日、この委員会で地位協定について私は質問しました。地位協定の第十四条の「路線權」というのがあります。が、まづ内閣議しておきました、ヨーロッパ委員會

でこの確たる解釈というのがないということです。それが、そのことを質問しましたら、東郷アメリカ局長もそのときは答弁できず、また山上防衛施設廳長官も答弁ができなかつたわけであります。そして、当委員長代理をしておつた伊能委員長代理は、次回までに調査させて答弁させますということで私は了承したわけであります。それが、いまだに答弁がないわけであります。その点についてその回答をしていただきたい。

もう一つは、同じ二十四条の中に「(飛行場及び港における施設及び区域のよう)共同に使用される施設及び区域を含む。」ということがありましたが、これはどういうものなのか、これも具体的に例示しながら説明願いたいと思います。

さらに、その中に「共同に使用」するということばがあります。これも全然どういうことなのかわからないわけでございます。米軍と自衛隊の共同使用をするのか、また米軍も自衛隊も一般の住民もという意味なのか、またそれは第二条に基づく米軍に提供する諸施設、区域となるのか、その辺も大事な点でありますので伺つておきたいと思います。

○愛知国務大臣 まず中国問題のスケジュールのお話でございましたが、私は、せつかくの御質問に対してまことに御不満なお答えかと思ひますけれども、私どもの理解では、中国問題というようなこれだけ大きな複雑な問題を、時間を切つていつづままでにというふうな扱い方はいかがであるか、かように考えておる次第でございます。ただ先ほど来申しておりますように国連総会は毎年ございます。おそらく二十六総会では、中国代表権問題といふものはいろいろの論議がございましょう。そういう場合に処して日本側がいかに対処するかということは、当然にそれまでの間に周到な考え方と準備とをやつてまいらなければなりません、こういうふうに考えております。

それから、次の地位協定の問題は政府委員から

が、第二十四条の「路線権」というのは一体どういうものかということでおざいますが、これは第三条の1において、米軍の施設、区域への出入の便をかるために必要な措置は、合同委員会を通じて両国政府間で協議されて、その協議の上で日本政府あるいは米側によってとられることを定めているものでございますが、このような措置がとられた結果として、米軍の出入の便のために米軍が享する利益の実態が路線権である、こういうふうに理解をいたければいいのではないか。その内容としては、米側が享有すべき利益の実態はどうものであるか、その実現のためにわが国内法上いかなる措置がとるべきかによってきまるものでありますから、第二十四条の2において右のような利益の実態を経費の観点からとらえて路線権と称したものである。特に路線権というような特定概念による国内法上の権利を設定するために、ここに路線権を規定したものではないというのが政府の見解でございます。

以下の点については、政府委員からお答えいたします。

○大河原政府委員 第二十四条二項にござりまするが、大臣からただいま御説明がございましたのですが、先ほど御質問のございましたので、その点につきましては、二十四条二項に定めております「(飛行場及び港における施設及び区域のよう共同に使用される施設及び区域を含む。)」ということにつきましては、当然通常の場合と同じよ

くのくだりの意味は、飛行場及び港における施設等が米側によつて日本側と共同で事实上使用されることがあつた場合にも、当然通常の場合と同じよ

うに、その施設及び区域の費用は日本側によつて負担されるということを規定しただけのものでござります。特別の意味はないわけであります。

○伊藤(惣)委員 もう一つあつたであります。共同で使用するといふやうな……。

○大河原政府委員 共同の使用ということにつきまして重ねて御質問ございましたけれども、ただ

いま御説明申し上げましたように、事實上港なり飛行場におきまして米側と日本側が共用している場合があり得ますので、その場合のことを言及しているわけでございます。

○伊藤(惣)委員 終わります。

○天野委員長 受田新吉君。

○受田委員 私最初にこの法案に直接関係する問題をお尋ねして、最後に関連した別の外交重大問題を二、三お尋ねしたいと思います。

この法律案を拝見して、まず問題として提起し

たいことは、兼轄大使館の新設でございますが、

スワジラントという南アフリカの國に兼轄大使館を置くということです。この兼轄大使館といふものは、一体どういうものか、御説明願いたい。

○佐藤(正二)政府委員 受田委員もすでに御承知だと思いますが、実館を置きませんで――実館と申しますのは、大使館をその首府に通常置くのです

がございますが、それを置きませんで、たとえばウ

ガンダならウガンダといふものがございまして、

それに対してコンゴ・ブラザビルの大使が兼轄いたしておりますと、コンゴ・ブラザビル

の大使が、信任状は捧呈いたしましたが、そこには

常駐しておらないわけでございます。隨時参りま

して、そこで交渉をいたしておるという形が兼轄でございます。

○受田委員 兼轄大使の在勤手当といふものは、

これにちゃんと新設されておるわけですが、その

実館のないところに手当があるのでですか。

○受田委員 専任大使は全部認証官である。外務省に専任だけでも八十五人の認証官があるという

ことになるわけです。

もう一つ、私しばしば質問をして、明確なお答

えを得てない問題があるのですが、この大使、

公使、大使は五等級の俸給が給与として与えられ

ており、公使は四等級に分かれられておるのでですが、

その公使で事実上公使の手当を受けていない認証

公使が最近特に相当数出てきた、外交上の必要上

一応公使という名称を用いる、名称公使と称す

る。しかし実質的には参事官などの月給を出し

て、公使の月給を出しておらないにせものであ

る。つまり、給与上はせものの公使を外務省は

任命しておる。外交上の信頼に関する大事な問題

を、公使として名称を用いておる以上は、公使と

日本の外交の任務に当たる人に形だけ名称で公使

を与えておいて、中身は参事官その他の書記官のものがあるのでございます。

○受田委員 どうもよくわからないのですが、兼轄大使館といふのは実館がないのですね、ないと味かということをお尋ねしておきます。

○佐藤(正二)政府委員 これは私先ほど少し御質問の意味を間違えましたのですが、兼轄地に対しても在勤手当を設けるということは、兼轄地に駐在している期間があるわけでございます。たとえばケニアならケニアの大使がウガンダに参ります。その期間中は在勤俸を支給するわけでございます。その期間中は在勤俸を支給するわけでございます。

○受田委員 わかりました。

それから、いま兼轄大使といふものがどのくらいあるのか、数字をお示し願いたい。

○佐藤(正二)政府委員 現在三十三ござります。

○受田委員 専任大使は幾らでありますか。

○佐藤(正二)政府委員 これは八十五でございます。

○受田委員 先ほどちょっと間違えました。ウガンダはケニアの兼轄だそうございまして、そこで交渉をいたしておるという形が兼轄でございます。

○受田委員 兼轄大使の在勤手当といふものは、これにちゃんと新設されておるわけですが、その実館のないところに手当があるのでですか。

○受田委員 専任大使は全部認証官である。外務省に専任だけでも八十五人の認証官があるという

ことになるわけです。

もう一つ、私しばしば質問をして、明確なお答

えを得てない問題があるのですが、この大使、

公使、大使は五等級の俸給が給与として与えられ

ており、公使は四等級に分かれられておるのでですが、

その公使で事実上公使の手当を受けていない認証

公使が最近特に相当数出てきた、外交上の必要上

一応公使という名称を用いる、名称公使と称す

る。しかし実質的には参事官などの月給を出し

て、公使の月給を出しておらないにせものであ

る。つまり、給与上はせものの公使を外務省は

任命しておる。外交上の信頼に関する大事な問題

を、公使として名称を用いておる以上は、公使と

日本の外交の任務に当たる人に形だけ名称で公使

を与えておいて、中身は参事官その他の書記官のものと、公の名称を持つております公使といふものとの二つになりまして、これは両方とも外務公務員法で認められておるわけであります。この形の制度をとつておりますが、いかにもあるかどうか

という問題は、これはいわゆる認証官という制度をとつておるかどうかという問題にひつかりません。

それから、もう一つの俸給のほうの問題は、俸給のつくり方でございまして、公使給というものを特命全権公使にも、それから名称公使にも当てはめてまいりますれば同じことになるわけでござります。たまたま日本の制度が特命全権公使にのみ公使給を与えておるためには、いまの格差が出てく

るわけでござります。それから最後の御質問の、特命全権公使の数は四名でござります。それから名称公使は時宜によつて与えておりますたために、いま私ちょっとと数を持っておりませんが、十五から二十の間ぐらいたと思います。

○受田委員 では認証公使のほかに——佐藤さんも認証公使で、あなたは特命全権公使をやられた経歴をお持ちなんです。その名称公使といふ人は、名前だけ与えられている、非常に少なかつたのがだんだんふえて、いま十五、六になつたといふのはたいへんな粗製濫造——粗製とは言いませんが、濫造の傾向がある。外交上の便宜主義といふものがそこに行なわれておる危険がある。私はやはりここではつきり、公使と名がつけられれば公使の給予をいただきたいものだと思うのです。海外を旅しながら、認証公使、名称公使の差がついておるということは、その該當者にしてみたら、当該者は実際に大きなハンディを感じておられると思うのですが、こういう点について、佐藤さん御自身の体験からくる処遇についての御見解をただしたい。

○佐藤(正二)政府委員 先ほど申し上げましたとおり、俸給のほうの関係につきましては、きめ方できめられるわけでござりますから、われわれ、公使といふ称号をもらいましても、事実国内的にどういうふうな形になつておりますから、そういう意味で公使給をいただければ非常に仕事が

やりやすくなる、そういうことは事実でございます。

○受田委員 大臣、直接の慈愛深きあなたの部下、佐藤さんが、高級官僚の愛情のこもつた発言がい

ます。あつたわけで、できるだけ待遇改善というところであつた大臣自身が英断をふるわれることを希望したいと思います。いかがでしょう。

○愛知国務大臣 承知いたしました。

○受田委員 非常にほつきりしておる、愛情のこ

勤基本給といふものが今度の法案で改正されてゐるのですが、この算出基礎というものがどうも私

派を越えてお手伝いをしたい。

○受田委員 次は、外務公務員の在外勤務手当、すなわち在勤基本給といふものが今度の法案で改正されてゐるのですが、この算出基礎といふものがどうも私

たちではほつきりしないものがある。その国の物

価の事情、その国の置かれている為替レートの立

場、いろいろなものを勘案しておられると思うの

ですが、今度出された法案は何が根拠であつたか

と、いうことについてもつと親切な資料を私はほし

いと思うのです。この国とこの国との比較はどう

なつてゐる。たとえばこの中でスチーダン、ブラジ

ル、ハバロフスク等の代表三つをとつてみます

のも、非常に大きな差がある。ブラジルとハバロフ

スクの間を見ましても、ボルト・アレグレの比較

を見ましても、非常に大きな断層があるわけで

す。それから大使の在勤手当といふものは一体なぜこんなに長期にわたつてくぎづけにされているか。

改正される初号を見ると、大使級の分は全部異動しないで、以下のが異動している。なぜ大使といふものはいつまでもくぎづけにされているのか。こ

の二つの問題点を明確に御答弁願いたいのです。

○佐藤(正二)政府委員 最初の基準の問題でござりますが、これはもう先生御承知のとおり、在勤

俸の基準と申しますのは、ワシントン在勤の、

ちょうど勉強を終わりまして出てまいりました、

三等書記官といまいつておりますが、いわゆるこの生活給といふものを基準にいたしまして、そ

れに倍数をかけましてワシントンの号俸をずっと

きめたわけでございます。それから、それに対し

いておりませんが、アメリカの三等書記官を基礎

にされて各国の物価指數等を参考にされた算定基

礎を、すみませんが、ひとつ私にだけは説明の補

充として、またできれば他の方々の参考に御配付

を願えれば、時間の関係上きょうはこれ以上この

行つております在外公館の長は毎年資料を出さなければならぬようになります。そ

ういった調査に基づきまして物価のワシントンに

対する比率をきめまして、それに倍数をかけまし

て各国の号俸をきめていくわけでございます。

それから、最後にお話になりました大使の在勤手当につきましては、それ以外と申しますより

も、大使の職務の重要性というものをもつぱら考

えまして、そちらのほうで在勤手当をきめていつたわけでございます。したがつて、御指摘の大使

の在勤手当が上がらないというお話を事実でござ

います。もう六、七年上がらないと思いますが、

この点は政府内部の折衝の問題もいろいろございまして上がらないわけでございます。物価のほう

の倍率はわりあいに簡単に機械的に出てくるもの

でございますが、大使のほうの重要性と申しますか、そういうふうなものは数としてなかなか出で

こないというのも一つの原因じゃないかと思いま

すが、ぜひ上げたいと私も思つております。

○受田委員 私、在勤俸のスタートしたアメリカ大使館の一万八千ドル当時の在勤俸から、アメリカを基準にしてその後の上がり方を見ておると、

大使の分は最近数年間上がつてないという理由

が、各国の大使のウエートというのも配慮して

おるのじやないかという感じもしておるのです

が、そういうものはもうだりりなく——これを

見ましても、今度ブラジルの場合は千三百ドルで、最初の分がもうびしつと抑えられておる。あ

との分はそれぞれ大幅に上がっておるわけですね。あつという間に上がつておる。ブラジルは貨幣価値がどんどん変わつて、変動しておる一つの

証拠としてほかとの比較でブラジルがどんどん出

てきておるようです。こういう数字の変動といふ

ものを私たちもつと詳細に見て、その国にはんと

うに即した手当を差し上げたいものだ、こう思う

のです。したがつて、きょうはまだ資料をいただ

いておりませんが、アメリカの三等書記官を基礎

にされて各国の物価指數等を参考にされた算定基

礎を、すみませんが、ひとつ私にだけは説明の補

充として、またできれば他の方々の参考に御配付

を願えれば、時間の関係上きょうはこれ以上この

問題についてはお尋ねを避けたいと思います。

もう一つ、私特派大使というのを政府がときどき大統領の就任等で派遣しておられるのを承つておるのでですが、これは愛知先生御自身が任命をされると思うのですが、特命全権大使でない特派大使といふものの法律的根拠は何か御答弁を願いたい。また実際どういうかつこうかもお答え願いたいと思います。

どき大統領の就任等で派遣しておられるのを承つておるのでですが、これは愛知先生御自身が任命を願えれば、時間の関係上きょうはこれ以上この問題についてはお尋ねを避けたいと思います。

もう一つ、私特派大使といふのを政府がときどき大統領の就任等で派遣しておられるのを承つておるのでですが、これは愛知先生御自身が任命を願えれば、時間の関係上きょうはこれ以上この問題についてはお尋ねを避けたいと思います。

○愛知国務大臣 御案内のように、これは外務公

務員法の第二条の一項の第三号に「特派大使」ということが定められております。大体が各国の元首の就任式とか、そのほか国家的な儀式で、各国

に対して招待呼びかけがありますような場合、適切と見ました場合に日本からもこの頂を活用いたしまして特派大使を派遣しておるのが実情でござ

います。

○受田委員 その身分といふものは、一体認証官か

どうか。それから、それによつて何か別個の特典があるものかどうか。自民党の方々は政府与党でいらっしゃるので、しばしばその恩典に浴せられるわけですが、この特典大使といふことになると、経歴の上でたいへん榮光に輝くものかどうか、このこともひとつ実質的な効果といふのはどういうものかをちょっと御答弁願いたい。

○愛知国務大臣 この第二条の第二項にあるように、「日本国政府を代表して、外国における重要な儀式への参列その他臨時の重要な任務を処理する

柄にもよりましよし、先方と日本との国交関係等によりまして、適切と思われる人を内閣で選び

まして派遣をするということになつております。

閣議決定で特派大使を決定するというのが慣行でございます。

○受田委員 そうすると、あまり実入りはないようですね。この点出られた方々にはたいへんお気の毒でございますが、何かもと実質的な効果があるようだ、たとえば勲章をもらえる基準の参考になると、いろいろな点で特典をある程度与えられるようなこともないということですね。

じや、ここでひとつたとえは新しい中国との  
国交回復のために、外務大臣の、政府間の交渉が  
まだ済まない間だが、しかし、それに近づける一  
歩前進といふような意味で、軽い意味の政府代表  
というような場合に、中共へ派遣されるというよ  
うな場合があるとするならば、それは特派大使  
というのはさつき重要な任務というのがあつた  
が、そういうのに含まれるかどうか、御答弁願い  
たい。

○愛知國務大臣　中國問題についてほなかなかかづく  
ずかしい問題がござりますから、現在　政府の実質的な政策についてどう考えていくかということについて私のほうが申し上げる場合ではないのですけれども、仮定の事実として、たとえばある国に、未承認国というのもだんだん少いわけではござりますけれども、かりに特殊の任務を帯びていくという場合に、あるいはこういう規定が援用されることもございましょうし、あるいはまた特命全権大使のタイトルをすでに持つて認証されている者がその役に当たることもございましょ

○受田委員 せっかく話がそのほうへ進んだから、私ちょっとついでにお尋ねしたいのですが、モンゴルという国がある。このモンゴルという国は、私、四年前の八月に、政府委員としてあなたの党の長谷川峻君と二人が出まして、長谷川君が総理大臣の弔詞を読まれ、私が外務大臣の弔詞を読まさせていただいた。ウランバートルで墓前祭を行なわせていただいた。そのときの向こうの第一副首相やアジア局長などの願いは、日本との国交を一刻も早く回復したい、こういう強い願いを

持つておったのです。これからまた、その後も代

持つておったのです。これからまた、その後も代表者がたびたびこっちに来ておられるのですが、このアジアのモンゴルと一緒にモーリタニアの二つが国連に加盟するときの承認国にもなった日本人は——この日本人の祖先はモンゴルといわれる。非常によく似ているんです。あの国へ行ってみる

と、日本人とおぼしき男女がたくさんおります。全く祖先の国だという印象を受けるのですが、あれだけ向こうが切実に日本との国交回復を願つてゐる。この願いをわが國はなぜ拒否しておるのか。たとえば台灣政府にモンゴル代表という国会

の議席が二つほどある。そういう意味で、台湾政府が自分の国の一  
部だという考えがあるのとやら  
れておるのか。あるいは賠償問題がひっかかる  
ておるのか。少なくともアジア善隣外交を進める  
のに非常にいいモングルであると思うのですが、

愛知さんの外相時代にひとつ、あれほど切実なわ  
れら祖先の国、歴史の一部といわれておるモンゴ  
ルとの国交回復を敢然とおやりになつてはいかが  
でしょうか。御答弁を願いたい。

ございますが、先般もゴンボジャブ副首相が万博のときにモンゴル政府の正式代表として来日されまして、私もいろいろと懇談をいたしまして、先方の意図しておられることあるいは希望も直々承ったわけですが、これもひとつ将来とつくり廣

重に考えていただきたいと思つております。  
○愛田委員 将来とつくり慎重というのは一体何ですか、大臣。モンゴルの国交回復、あの切実な向こうさまの願い、こちらも何とかしたい、善隣外交国が一つでもあるほうがいいわけですが、

あなたは賠償問題とか台灣政府とか、そういう間題にひつかりがあるのでないですか。

として問題の所在をさしておられる方が多いです。それで、私はこの問題についてのつもりでございます。同時に、モンゴルの問題については事実上承認しているかつこうになつておりますから、それを踏まえまして十分考

えてまいりたいと思つております。

○受田委員　事実上承認しておるということで考  
えてまいりたいと思つております。

す。アルジエリア決議案で五十一対四十九というような関係になつてきて、過半数になつていると、いう情勢では台湾には気がねなく、台湾には別に敬意を表する道があると思うのです。モンゴルの分については台湾に気がねなく、また賠償問題は

別に経済協力等の話でいけばいい。あなたがお話をしなられた副首相との話と同じように、われわれも現地でざくづくばらんに民間外交をやってきたときに、ほんとうに国をあげて国交回復の道を願つておることをはつきり認めたのでござります

から、外交問題であまりとらわれのない形でやれる国だと思いますから、ひとつ、少し早めにどうことを要望しておきます。

もう一つ、時間が進んでおりますから急ぎます  
が、ついでに、モンゴルのような国は、特派大使

のようなものをして親善の一歩をはかったらしいという国としては典型だとお考えにならないか、ちょっと関連してお答え願いたい。

け展開していきたいと考えております。特派大使  
というようなことも、時宜によつて適切と認めま  
した場合には考究の対象には考えてしかるべきか  
と思います。

じことですけれども、中共墓参団というものが過去に事例があるのです。ところが、中国でなくなつた日本人のみたまにその遺族がお参りができない。何とかして中共に墓参したいといふ願いがある。一隻我だりときて実現されることもあるります。

一 周囲の状況をうかがふる。ついで  
旅券の交付あるいは旅費等に御協力がいただける  
が、これは外交的に、民間外交などでこれが成功  
した場合は、外務省としても十分お手伝いをし

のかどうか。厚生省から援護局長も来ておられる

○愛知国務大臣　ただいまお触れになりましたがどうか。厚生省から援護局長も来ておられるので、両方で御答弁を願いたい。中共墓参団の実現について、人道的な、遺族のすなおな、また国民全体も中共にお参りさせてあげたい、この願いを込めた質問ですから、親切に御答弁願いたい。

よう、これはかつてございました。そういうことではありますから、先方が理解を示し、また赤十字等々の手を通しまして人道的に扱われるということになりますれば、けつこうなことだと考えます。

○武蔵説明員　いま外務大臣からお話をございま  
したように、過去にも二回ほど実例がございま  
す。当方も、開拓団等でなくなられた方、親  
子、友人等につきまして、ぜひ現地で追悼の慰靈  
をしたいという希望がたびたび参っておりまます。

私どもとしては、紅十字等を通じていろいろ運動するよう指導しておりますが、いま外務大臣からお話をありましたように、私どもこの問題につきましては、外務省とともに前向きで考えて行きたいと思います。

○受田委員 前向ぎで考えるという両当局の表明でござりますから御期待申し上げておきます。いま一つ、海外日本人に対して日本語教育が相当進められておるのですが、私海外をしばしば旅をして、それぞれの国での母國の国語をあわせ

て教育している、その系統の国民をよく知つておるのです。日本はいま、たとえばアメリカなどに日系人が五十万もおるわけですが、その子供たち、孫たちに日本語の教育をすることを戦時中抑制されておったという意味で、最近においては二世、

どういう援助をしておるか。またその先生を迎えるのにはどういうかことうをとるか。文部省はそれに対してもういう財政的な、人的な援助をして

おるのか。アメリカに限らずアジアの国々にも、最近日本語学校がたくさんできつたるわけですが、ヨーロッパにもそういう系統がどんどんできいいと思うのですけれども、そういう海外におけるあなた方外務省の在外公館に勤務する人の子弟を現地で教育するという意味からも、安心して外交に従事していただくという意味からも、海外の日本語学校と、いうものはどうしても大幅に強烈に強化される形にならなければならぬと思います。それに対する外務省と文部省の施策を御答弁願いたい。

○愛知國務大臣 この問題は、私も年来、できるだけの措置をしたいと思いまして、いろいろくふうにつとめ、若干は進んできているように思いますが、まだまだ不十分であります。これは予算の面でもあるいは教師の面でも組織の面でも、それからまた向こうの国の政府の受け入れ方等につきましても、いろいろまだ改善を要するところがありますように思っていますので、今後とも努力をしてまいりたいと思います。

具体的なことにつきましては、文化事業部長からお答えいたさせます。

○兼松説明員 ただいま大臣の御答弁がございました受田先生の御質問にございましたように、海外日系人、すなわち外国籍を持つ外国人でござりますが、日系の外国人の日本語教育というものは、御指摘のあったとおり、特に北米ではたいへん盛んになっておるわけでありますし、またわれわれは戦後南米各地域でこれを助成し、かつできる限り相手国の憲法、州法それから基本法等、法令の許すワク内で、外国人であるけれども日系である、そのために私どもとして当然すべき日本語教育の協力というものを相手国政府の協力を得て実施するということにつとめてまいりました。

予算といしましては、現年度に、外務省から三千四百万円を支出いたしておりまして、講師の派遣千五百万、教材の提供に五百六十万、それから現地で御依頼申し上げます講師に対する謝金でございまして、これが千百万、それから国内にお

ける教科書編さんのために二百万余りということが現年度の支出でございます。

そのほかに明年度の予算要求で、これはまだ古い後の中折衝に待つわけでございますが、最近古い日本語ではなくて現代日本語というものを、特にプラッシュアップのために日本現代語の講師を送つてほしいという要望が北米、南米各地から参つておりますので、その要望に応するため講師の指導する回数をふやし、巡回講師の数をふやすということをしておりますし、また現に日本語の教育に当たつておられます現地の講師を本邦に招聘いたしまして、現代の日本語を勉強していただく、

そういうような予算の要求を含めまして八千六百万円の要求を行なつております。

○受田委員 相当積極的に取り組んでいるようですが、この問題は、その国と日本との親善を深めることで非常に大事な問題で、身分はどうするか、外務公務員にして先生を派遣するか、そういう問題も含めて積極的に取り組んでもらいたい。よろしくございます。

それともう一つ。おしまいです。

人事院が来ておられると思うが、給与局次長さ

らお答えいたさせます。

○兼松説明員 ただいま大臣の御答弁がございま

した受田先生の御質問にございましたように、海

外日系人、すなわち外国籍を持つ外国人でござ

りますが、日系の外国人の日本語教育とい

うものは、御指摘のあったとおり、特に北米では

たいへん盛んになっておるわけでありますし、またわれわれは戦後南米各地域でこれを助成し、かつでき

る限り相手国の憲法、州法それから基本法等、法

令の許すワク内で、外国人であるけれども日系で

ある、そのため私どもとして当然すべき日本

語教育の協力をうなづいておりました、講師の

派遣千五百万、教材の提供に五百六十万、それか

ら現地で御依頼申し上げます講師に対する謝金で

ございまして、これが千百万、それから国内にお

ける教科書編さんのために二百万余りとい

うこと

が現年度の支出でございます。

そのほかに明年度の予算要求で、これはまだ古

い後の中折衝に待つわけでございますが、最近古い

日本語ではなくて現代日本語とい

うものを、特にプラッシュアップのために日本現

代語の講師を送つてほしいという要望が北米、南

米各地から参つておりますので、その要望に応

するため講師の数をふやすとい

うことをしておりますし、また現に日本語の教育

に当たつておられます現地の講師を本邦に招聘い

たしまして、現代の日本語を勉強していただく、

そういうような予算の要求を含めまして八千六百

万円の要求を行なつております。

○受田委員 相当積極的に取り組んでいるよう

ですが、この問題は、その国と日本との親善を深め

ることで非常に大事な問題で、身分はどうするか、

外務公務員にして先生を派遣するか、そういう問

題も含めて積極的に取り組んでもらいたい。よろ

しくございます。

それともう一つ。おしまいです。

人事院が来ておられると思うが、給与局次長さ

らお答えいたさせます。

○兼松説明員 ただいま大臣の御答弁がございま

した受田先生の御質問にございましたように、海

外日系人、すなわち外国籍を持つ外国人でござ

りますが、日系の外国人の日本語教育とい

うものは、御指摘のあったとおり、特に北米では

たいへん盛んになっておるわけでありますし、またわれ

われは戦後南米各地域でこれを助成し、かつでき

る限り相手国の憲法、州法それから基本法等、法

令の許すワク内で、外国人であるけれども日系で

ある、そのため私どもとして当然すべき日本

語教育の協力をうなづいておりました、講師の

派遣千五百万、教材の提供に五百六十万、それか

ら現地で御依頼申し上げます講師に対する謝金で

ございまして、これが千百万、それから国内にお

ける教科書編さんのために二百万余りとい

うこと

が現年度の支出でございます。

そのほかに明年度の予算要求で、これはまだ古

い後の中折衝に待つわけでございますが、最近古い

日本語ではなくて現代日本語とい

うものを、特にプラッシュアップのために日本現

代語の講師を送つてほしいという要望が北米、南

米各地から参つておりますので、その要望に応

するため講師の数をふやすとい

うことをしておりますし、また現に日本語の教育

に当たつておられます現地の講師を本邦に招聘い

たしまして、現代の日本語を勉強していただく、

そういうような予算の要求を含めまして八千六百

万円の要求を行なつております。

○受田委員 相当積極的に取り組んでいるよう

ですが、この問題は、その国と日本との親善を深め

ることで非常に大事な問題で、身分はどうするか、

外務公務員にして先生を派遣するか、そういう問

題も含めて積極的に取り組んでもらいたい。よろ

しくございます。

それともう一つ。おしまいです。

人事院が来ておられると思うが、給与局次長さ

らお答えいたさせます。

○兼松説明員 ただいま大臣の御答弁がございま

した受田先生の御質問にございましたように、海

外日系人、すなわち外国籍を持つ外国人でござ

りますが、日系の外国人の日本語教育とい

うものは、御指摘のあったとおり、特に北米では

たいへん盛んになっておるわけでありますし、またわれ

われは戦後南米各地域でこれを助成し、かつでき

る限り相手国の憲法、州法それから基本法等、法

令の許すワク内で、外国人であるけれども日系で

ある、そのため私どもとして当然すべき日本

語教育の協力をうなづいておりました、講師の

派遣千五百万、教材の提供に五百六十万、それか

ら現地で御依頼申し上げます講師に対する謝金で

ございまして、これが千百万、それから国内にお

ける教科書編さんのために二百万余りとい

うこと

が現年度の支出でございます。

そのほかに明年度の予算要求で、これはまだ古

い後の中折衝に待つわけでございますが、最近古い

日本語ではなくて現代日本語とい

うものを、特にプラッシュアップのために日本現

代語の講師を送つてほしいという要望が北米、南

米各地から参つておりますので、その要望に応

するため講師の数をふやすとい

うことをしておりますし、また現に日本語の教育

に当たつておられます現地の講師を本邦に招聘い

たしまして、現代の日本語を勉強していただく、

そういうような予算の要求を含めまして八千六百

万円の要求を行なつております。

○受田委員 相当積極的に取り組んでいるよう

ですが、この問題は、その国と日本との親善を深め

ることで非常に大事な問題で、身分はどうするか、

外務公務員にして先生を派遣するか、そういう問

題も含めて積極的に取り組んでもらいたい。よろ

しくございます。

それともう一つ。おしまいです。

人事院が来ておられると思うが、給与局次長さ

らお答えいたさせます。

○兼松説明員 ただいま大臣の御答弁がございま

した受田先生の御質問にございましたように、海

外日系人、すなわち外国籍を持つ外国人でござ

りますが、日系の外国人の日本語教育とい

うものは、御指摘のあったとおり、特に北米では

たいへん盛んになっておるわけでありますし、またわれ

われは戦後南米各地域でこれを助成し、かつでき

る限り相手国の憲法、州法それから基本法等、法

令の許すワク内で、外国人であるけれども日系で

ある、そのため私どもとして当然すべき日本

語教育の協力をうなづいておりました、講師の

派遣千五百万、教材の提供に五百六十万、それか

ら現地で御依頼申し上げます講師に対する謝金で

ございまして、これが千百万、それから国内にお

ける教科書編さんのために二百万余りとい

うこと

が現年度の支出でございます。

そのほかに明年度の予算要求で、これはまだ古

い後の中折衝に待つわけでございますが、最近古い

日本語ではなくて現代日本語とい

うものを、特にプラッシュアップのために日本現

代語の講師を送つてほしいという要望が北米、南

米各地から参つておりますので、その要望に応

するため講師の数をふやすとい

うことをしておりますし、また現に日本語の教育

に当たつておられます現地の講師を本邦に招聘い

たしまして、現代の日本語を勉強していただく、

そういうような予算の要求を含めまして八千六百

万円の要求を行なつております。

○受田委員 相當積極的に取り組んでいるよう

ですが、この問題は、その国と日本との親善を深め

ることで非常に大事な問題で、身分はどうするか、

外務公務員にして先生を派遣するか、そういう問

題も含めて積極的に取り組んでもらいたい。よろ

しくございます。

それともう一つ。おしまいです。

人事院が来ておられると思うが、給与局次長さ

らお答えいたさせます。

○兼松説明員 ただいま大臣の御答弁がございま

した受田先生の御質問にございましたように、海

外日系人、すなわち外国籍を持つ外国人でござ

りますが、日系の外国人の日本語教育とい

うものは、御指摘のあったとおり、特に北米では

たいへん盛んになっておるわけでありますし、またわれ

われは戦後南米各地域でこれを助成し、かつでき

る限り相手国の憲法、州法それから基本法等、法

令の許すワク内で、外国人であるけれども日系で

ある、そのため私どもとして当然すべき日本

語教育の協力をうなづいておりました、講師の

派遣千五百万、教材の提供に五百六十万、それか

ら現地で御依頼申し上げます講師に対する謝金で

ございまして、これが千百万、それから国内にお

ける教科書編さんのために二百万余りとい

うこと

が現年度の支出でございます。

そのほかに明年度の予算要求で、これはまだ古

い後の中折衝に待つわけでございますが、最近古い

日本語ではなくて現代日本語とい

うものを、特にプラッシュアップのために日本現

代語の講師を送つてほしいという要望が北米、南

米各地から参つておりますので、その要望に応

するため講師の数をふやすとい

うことをしておりますし、また現に日本語の教育

に当たつておられます現地の講師を本邦に招聘い

たしまして、現代の日本語を勉強していただく、

そういうような予算の要求を含めまして八千六百

万円の要求を行なつております。

○受田委員 相當積極的に取り組んでいるよう

ですが、この問題は、その国と日本との親善を深め

ることで非常に大事な問題で、身分はどうするか、

外務公務員にして先生を派遣するか、そういう問

題も含めて積極的に取り組んでもらいたい。よろ

しくございます。

それともう一つ。おしまいです。

人事院が来ておられると思うが、給与局次長さ

らお答えいたさせます。

○兼松説明員 ただいま大臣の御答弁がございま

した受田先生の御質問にございましたように、海

外日系人、すなわち外国籍を持つ外国人でござ

りますが、日系の外国人の日本語教育とい

うものは、御指摘のあったとおり、特に北米では

たいへん盛んになっておるわけでありますし、またわれ

われは戦後南米各地域でこれを助成し、かつでき

る限り相手国の憲法、州法それから基本法等、法

令の許すワク内で、外国人であるけれども日系で

ある、そのため私どもとして当然すべき日本

語教育の協力をうなづいておりました、講師の

派遣千五百万、教材の提供に五百六十万、それか

ら現地で御依頼申し上げます講師に対する謝金で

ございまして、これが千百万、それから国内にお

ける教科書編さんのために二百万余りとい

うこと

が現年度の支出でございます。

そのほかに明年度の予算要求で、これはまだ古

い後の中折衝に待つわけでございますが、最近古い

日本語ではなくて現代日本語とい

うものを、特にプラッシュアップのために日本現

になつておつたのかどうか、この点をまずお聞きしたい。

○愛知國務大臣 ただいまお尋ねの点につきまして、私どもとしては事前には通報を受けておりません。

○東中委員 十月の訪米の際にニクソン大統領と会談されておりますし、接触されておつたわけであります。しかし、もとの作戦というのは相当前から準備をされておつたように伝えられておりますが、その際も何ら日本政府は連絡を受けていない、こういうことでござりますか。

○愛知國務大臣 ただいま申しましたとおり、こいつのような具体的な作戦等については何ら通報を受けしておりません。

○東中委員 十一月二十一日のあの作戦が起こつたあと、その内容について連絡をお聞きになつておわけですか。

○愛知國務大臣 十一月二十一日から始まりました行動については、米国政府の公表を国務省を通じて事後に連絡を受けただけでございます。

○東中委員 この内容は、北ベトナムの領土に地上部隊を投入したという点で最初の作戦で非常に新しい、重大な問題だと思うのであります。ところで日本政府は、極東の平和と安全をいつも言つておるわけですが、この北爆あるいはヘリコプター降下作戦について、先日の本会議でわが党の春日議員が質問したのに対し、コメントする立場にない、こういうふうに総理がお答えになつておられるわけですが、この北爆と奇襲降下作戦というふうに考えておるわけですが、コメントする立場にないといふうに逃げられた、これは一体どういうことなのか、非常に重要な問題です。常に大きなエスカレートであるし、侵略的行動だ

すけれども、日本は、いまさら申し上げるまでもありませんけれども当事国ではございませんし、また十分背景等を承知しないでコメントする

こと

が、そのことはいささか無責任ではないかと思うのでありますから、これがいわゆるジャカルタ会議等に示しておるところの日本の態度でござりますから、それ以上米軍の行動に対してもこれを是認するとかあるいは否認するとかいうことは

はこの際申し上げない、こういう態度をとることが適当かと思ひます。

○東中委員 昨年の日米共同声明でも明らかでありますけれども、今まで日本政府は、一貫してアメリカのベトナムにおける行動を積極的に支持する、そういう態度を明らかにしてこられたわけであります。一九六四年のあのトンキン湾事件のときもそうでありますし、六五年の北爆開始のときもそうでありますし、六年年のハノイ、ハイ

カンボジア進攻についても同じであります。

○東中委員 もう一回その点で念を押してお聞きたいのは、たとえばトンキン湾事件が起つたとき、その背景は日本政府はよくわかつておったわけではないはずです。その後のアメリカの議会では、今日では事実は實際でつち上げであつたというような議論がされておる。そういう問題が徐々に明らかになってきております。背景がわかっておつてもわからなくとも、とにかく起つた事態について、ベトナム問題については直ちに日本との関係、アジアの平和、こういった観点からコメントされてきたわけですね。これを今度だけ卒然と、そういう軍事的な要請があつてやられたものだと思うから、背景がわからぬといわれるのは態度の大きな変更になると思うのですが、トントンキン湾事件あるいは北爆開始、こういったときは最初の行為でもありますし、非常に重大なエスカレートの問題でもあるわけですが、今までの経過から見ますと、今度だけ急にコメントしない、こういうふうに言われるのには、どうも従来の態度から見て非常に態度を変更されておると思いま

ますが、なぜそなたか了解に苦しむわけですか

が、その理由を明らかにしていただきたい。

○愛知國務大臣 別に態度が変わつてゐるわけ

ではありませんで、先ほど申しましたように、米

国としてはその軍事作戦上の事情、理由等から

やつてゐることであろうと想像できるわけでござります。当時国でないわが国の立場としては、そ

れやつてゐることであると想像するわけでありますけれども、日本は、いまさら申し上げるまでもありませんけれども当事国ではございませんし、また十分背景等を承知しないでコメントする

こと

でありますから、これがいわゆるジャカルタ会議等に示しておるところの日本の態度でござりますから、それ以上米軍の行動に対してもこれを是認するとかあるいは否認するとかいうことは

はこの際申し上げない、こういう態度をとること

が適当かと思ひます。

○東中委員 またそれなりの、私もたしか記者団に対し

話をしたことがあつたけれども、

今回の北爆や奇

襲降下作戦

というものは、佐藤総理のこのとき言

われた、政府が敬意を表し、深い理解を抱いてお

られるアメリカの誠実な努力の中に、その線の中

に入つてゐる行為だといふうにいま考へてい

る。ところで、今回の北爆や奇

○東中委員 先ほど申し上げた佐藤総理のナショナル・プレス・クラブでの演説というは、日本政府の、ベトナム問題に対するアメリカ政府のとっている行動についての態度というものを大きく明らかにされているわけです。そういう日本政府の立場から見て、たとえばベリ和平交渉が進んでいる、一方で交渉が進んでいる最中に、俘虜収容だということで部隊を送り込んで——初めて地上部隊を送り込んだ。これはちょっと世界の歴史でもあまりない。そういうことがいま起こっているわけですね。日本政府は、そういう、平和へ向かってのということをおっしゃいましたけれども、誠実な努力ということをおっしゃいましたけれども、明らかに今までなかつたエスカレートになつてゐる、そういう事態が起こつてゐるけれども、それも日本政府がとつておられる態度、支持できる誠実な努力の一環であるといふうに日本政府としてはいまつかんでおられるのか、あるいはそうではないといふうに思つておられるのか。起つておる行動といふのは世界じゅうで大きな論議を巻き起こしておる問題でありますし、きわめて奇妙なエスカレート、重大な侵略行為なんですから、それについて態度がわからぬと言われるのはどうも理解ができないわけです。政府のとつておられる態度から見てどうなのか、これも平和へのための努力といふうにお考えになつてゐるのかいなかつた、重ねて明らかにしていただきたいと思います。

○愛知国務大臣 基本的に、平和的な解決を庶幾して進んでいるということについては、アメリカの態度を私どもは是なりとしているわけですが、

○東中委員 アメリカは最近北爆について、いわゆる新たな基準と申しますか、これを公言してお

ります。これは戦争を一そらエスカレートさせる意図を持っているものだといわざるを得ないわけ

です。日米共同声明では、総理大臣と大統領は、

「ヴィエトナム戦争が沖縄の施政権が日本に返還されるまでに終結していくことを強く希望する旨

を明らかにした。」こうされております。一方、政府は沖縄の返還協定は明年春から夏にかけて調印

したい、こう言はれておるわけですが、協定締結までにはもうあと半年くらいしかないわけです。

そういう中でベトナム戦争がエスカレートしていくことになれば、沖縄返還との関係からいつ

く、こうした事態の中で政府がアメリカに対し空を偵察飛行する米軍飛行士は、北ベトナムから

の明白なミサイル攻撃の脅威に直面した場合に

は、攻撃を受ける前にあらかじめ報復することも許される、こういうことを発表しておりますが、

要するに脅威に対しても事前に攻撃ができるという、こういう見解が明らかにされているわけであ

ります。しかもこの偵察飛行というのが自国の領空ではなくて他国の領空に侵犯している場合のこと

が前提になつてゐるわけですが、政府はこうい

うような行動もいままでどおり自衛権の行使として認めしていく、こういう態度をとられるのかどうか、この点はいかがでございましょう

○愛知国務大臣 まあこの問題は基本的な議論になりますと長々と論議をしなければならぬと思いま

すが、一番基本のところは、アメリカの態度と

とは、これは基本的な問題としては米国の態度でございます。そこで個々のいかなる事態にお

いて実力を行使するかということはもっぱら米国

の戦術上の問題であると私は理解しておるのであります。そのワク内において行なつてゐるのだとい

うこととは、これは基本的な問題としては米国が憲章の五十一條に基づく集団的な自衛権の行使で

ある、そのワク内において行なつてゐるのだとい

ることは、これは基本的な問題としては米国が

憲章の五十一條に基づく集団的な自衛権の行使で

あります、そのワク内において行なつてゐるのだとい

ことは、これは基本的な問題としては米国が

憲章の五十一條に基づく集団的な自衛権の行使で

一日の国防総省のスポーツマンはただいまおげになりましたよなことを言つておることもこれ事実でございます。これは北との相互関連性の問題で、一般論からいえば、こういうふうな米軍が行つて行動を起こすような事態が、また基本的に北側からも起こらぬことを、われわれとしても平和的な一日もすみやかな解決を望んでいます。

立場ですから、基本的にそういうふうな争いが起るようなことが起こらないということを双方の当事者に期待し、願うという立場でわれわれはあらねばならぬのではないか、こういうふうに考えます。

○東中委員 結局アメリカは北爆全面停止というふうに言つておられるけれども、こういったアメリカ側の一方的な、たとえばレーダーにキャッチされておるというふうにアメリカ側の飛行士が判断したらすぐ先に攻撃をかけるということになれば、全面北爆停止といううのは全くごまかし、いつでも破つていくといふ新しい基準が、しかも非常に侵略的基準が提出されることになるわけですが、それとは思ひぬけれども、やつたらやつたで、日本政府はそうあるべきでないという態度はとらない、こういうように聞いていいわけですね。

○愛知県務大臣 何しろ紛争が行なわれているわけでござりますね。ですから、それぞれ相手方の行動等に対してもうべき立場がない。これは何べん申し上げてもノーコメント以外に申し上げることはございません。

○東中委員 私の質問を終わりますが、いずれにしましても、そう言われますと、「断末魔だ」と呼ぶ者あり) 断末魔だといふ言わされましたけれども、アメリカがむちやくやなエスカレートをやるしかそれも断末魔だからもうやむを得ぬ、そんなことをやらぬでおいてくれ、あるいはやるべきでないといふ抗議は一切しない、こういうふうな政府の態度だ、こうお聞きしてよろしくうござります。

ざいますね。——これで質問を終わりますけれども……。

○天野委員長 本案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

○外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたと存しますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

いたします。

この際、おはかりいたします。

本案に関して、日本住宅公団理事官地直邦君を参考人として、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の申し出があります。順次これを許します。佐藤觀樹君。

○佐藤(鶴)委員 きょうは建設省の設置法の一部改正法案がテーマでござりますけれども、せつかく大臣がお見えでござりますし、また、建設省関係で日本住宅公団のあり方と申しますが、性格について、かなりいろいろ実際に住んでいらっしゃる方からの不満がござりますので、その問題について質問をさせていただきたいと思います。

まず宮地地理事にお願いしたいのですが、日本住宅公団の主たる設立目的とその基本的性格といふものはどのようにお考えでしょうか。

○宮地参考人 お答え申し上げます。

日本住宅公団法第一条に規定しているところでございまして、住宅の不足の著しい地域におきまして、住宅に困窮する労働者に耐火等の團体的住宅を供給するというふうにわれわれは存じておる次第でござります。

○宮地参考人 お答え申し上げます。

日本住宅公団法第一条规定しているところではございまして、住宅の不足の著しい地域におきまして、住宅に困窮する労働者に耐火等の團体的住宅を供給するというふうにわれわれは存じておる次第でござります。

○佐藤(鶴)委員 もう一つ、その基本的性格と私が申し上げたのは、住宅公団のことは、いわゆる普通のマンション経営じゃなくて、営利事業ではないというふうに判断してよろしくうござります。

○宮地参考人 現在のところ御意見のとおりでござります。

いたします。

この際、おはかりいたします。

本案に関して、日本住宅公団理事官地直邦君を参考人として、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

○佐藤(鶴)委員 その公団法の第一条に「住宅に入の方を想定していらしゃるのでしょうか。」

におきまして、おおむね年収四十万ないし百万の収入の方を想定しておりますが、物価の上昇等がございますので、その上限等は百五、六十万までなお、御意見は委員からの質疑にお答えいただくという形で聴取することにいたします。

○宮地参考人 現在においては、住宅五ヵ年計画におきまして、おおむね年収四十万ないし百万の収入の方を想定しておりますが、物価の上昇等がございますので、その上限等は百五、六十万までなお、御意見は委員からの質疑にお答えいただくという形で聴取することにいたします。

○佐藤(鶴)委員 最近つくられた東京都の公団の住宅を見ますと、家賃が三万円というのがあるわけです。そして公団がきめております収入の最低限が家賃の約四倍ということになりますと、月収がつまり十二万以上なければこの三万円の家賃には入れないということになります。これを改正法案がテーマでござりますけれども、せつかく大臣がお見えでござりますし、また、建設省関係で日本住宅公団のあり方と申しますが、性格について、かなりいろいろ実際に住んでいらっしゃる方からの不満がござりますので、その問題について質問をさせていただきたいと思います。

まず宮地地理事にお願いしたいのですが、われわれのほうは平たいことばで申しますと、お宅に困窮する労働者」というものに該当するだろも、これがはたして住宅公団法にあるように「住宅に困窮する労働者」などに該当するだろうかということを非常に疑問に思うのですが、その辺のところはいかにお考えでしょうか。

○宮地参考人 住宅政策全般の問題につきましては、これは建設省のほうでやられておりますが、われわれのほうは平たいことばで申しますと、おむね中流の労働者ということを目標にしているわけでございます。御指摘のとおり、公団における家賃は、これは建設省のほうでやられております一番高い住宅の家賃はどのくらいかと申しますと、二万九千八百円でございます。これはわざと申しますと、一万七千円台の数字が出ておりますが、これは公団の現在におきます公団家賃の平均、これは収入を総戸数で割った意味における平均は九千円台でございまして、一部にいわれておりますように公団の家賃がすべて三万円というような状態ではございません。

○佐藤(鶴)委員 いま公団に住んでいらっしゃる方が一つ非常に心配していらっしゃるのが公団家の値上げの問題でございます。大臣御存じのよ

○天野委員長 午後一時より再開することとし、暫時休憩いたします。

午後零時五十七分休憩

午後一時十三分開議

○塩谷委員長代理 休憩前に引き続き会議を開き

るまで、指名により委員長の職務を行ないます。

建設省設置法の一部を改正する法律案を議題と

うに、本年六月二十四日に、住宅宅地審議会が新旧家賃の格差是正という名目で、古い家賃を新しい家賃に、現在つくられている公団の家賃くらいまで引き上げなければならぬということを答申しており、それに従つて八月一日の朝日新聞のトップで、各種公共料金の値上げという中で公団家賃の値上げがとりざたされました。反対運動もあつたわけですが、九月八日の毎日新聞によりますと、大蔵省は、毎年一律引き上げで五%から一〇%分ぐらい引き上げをしたい、增收分を次の公団建設に回したいということをいわれておるわけです。

御承知のよう公団家賃はできるだけ安くしたいというのは、公団法の趣旨から当然のことなんですね。ところが一方におきまして、最近団地をつくるときにあたりまして、その地方自治体から非常にいろいろの要請事項が出てきております。小学校の敷地をただで提供せよ、あるいは公園緑地をつくれ、あるいはショッピングセンターまでつくれ、しかもそれが、全部公団でやれ、こうなりますと、必然的にこれが高くならざるを得ない。それからまた、最近は、交通問題が非常に緊迫しておりますために、できるだけ都心につくれ、という要請もございます。都心につくるとなりますが、地価が高いというようなことで、実はあらゆるくふうをしてやっておりますが、これは公団のことだけではとうていできないと思いまして、御承知のように、地価対策等もございまして、地方自治体に公団住宅をつくる場合にあたって、それに必要な経費を財源として地方自治体に与える措置を講じなければいけない。そのため私は、固定資産税、都市計画税もあげてあるし、そうして一方においては公団の建築の様式を変えて、中

高層になつておつたのをできるだけ高層を持っていく。それから工法もプレハブ形式で安い形でいい。かかる費用がかかるだけ大きな団地をつくつけるようにする。できるだけ大きい団地をつくつていくというようなことにしてやつております。そういうふうな努力をしてもなおかつ若干値上がりの傾向は、まことに残念であります。事実でございます。

ところで、十年前あるいは十数年前につくつくりましたところの団地住宅というものが、現在に比べれば非常に条件のいいところに、しかも平屋建てとか二階、三階程度のものだ。そういうところを実は再開発したいのです。ところが、入居者の諸君は、そこは動きたくない、再開発には反対だ、そして上げるな、これはあまりに利己主義だと思われます。そこで、同じ政府政策住宅でありながら、条件のいいところで、二千円か三千円のところで、永久にそのまま権利を確保せいというのは適当じゃないだろう。だから、やはりこれは再評価をして、それに見合うところまで値上げはすべきだ、そうしてその値上げした部分を他のほうに、家賃を上げないよう、これは緩和原資として使うべきだというのが宅地審議会の御答申でありますので、これはもとどもだと思います。しながら、また一面におきましては、現実に入っている人たちの立場を考えると、これまたなかなかあれでありますから、そこで、私は現在のこと、四十六年から直ちに上げるということは、そういうタイムリミットを設けて上げるということは考えておりません。ただし、そういうところの再開発に応ずるような態勢を示してもらいますれば、それらの人々をどこかに移転しておいて再開発するということになりますれば、その間やはり緩和策として認めてやるといふようなことや、いろいろ具体的な検討の上にできるだけスムーズに、反論したいところがあるのですが、その前に、住宅公団の方にお伺いしたいのですが、本年〇佐藤(観)委員 いまの答弁についてこまかいところで反論したいところがあるのでですが、その前

の十月から十一月にかけて、収入とか家族構成などを調べる、世論調査と同じような形式で、かなりこまかいことで公団に住んでいらっしゃる方の抽出調査をしている。これがどうも公団に住んでいる方々から見ると、収入まで書かれ、家族構成まで書かれるということになると、しかも、抽出調査をしているんだけれども、その抽出された入居者は、自治会の役員とか自治会活動をしていない活動家というのは抜かしている。こういうことから考えると、どうもこれは、古くからある家の家賃の安いことを示すための世論づくりではないかと思います。この調査にあたつてもかなりプライバシーを侵害されるようなことがあるのじゃないか、ということが公団に住まわれている方々からかなりあるわけなんですねけれども、本年十月から十一月に行なわれていて実態調査、これは一体どのような目的なのかお伺いしたいと思います。

○宮地参考人 これは住宅公団の調査研究課においてまして委託いたしまして、公団住宅入居者の生活の実態を把握いたしまして、行政全般の資料にいたしたいという趣旨でございます。直接に値上げというものと関連づけては考えておりません。すでに本年行ないましたのは三回目で、第一回目は三十五年、第二回目は四十年、それで四十五年が三回目、こういう趣旨で行なわれたものでありますし、それは無記名でございますし、プライバシーの侵害というような点のないよう、われわれは最初から配意いたしておりますとともに、結果的におきましてもさようなことのないことに留意いたしております。

○佐藤(観)委員 確かに五年ごとに行なわれているわけですがけれども、いま公団の家賃の値上げが非常に微妙なときだけに、やはり住んでいる方々は、これは何らかの値上げの資料に使われるのじゃないかということを非常に心配しておりますので、その点一つだけ確認しておきたかったわけでもございます。

いま大臣のほうからも御答弁がありましたが、これも、住宅地審議会のほうで、古い団地の家賃

と新しい団地の家賃との格差は正ということであり、上げが検討されているよう聞いております。まことに公団の方にお伺いしたいと思います。

○宮地参考人 公団家賃の決定につきましては、これはすでに他の機会にも申し上げたとおりでございますが、建設省令においてきまつておるところでございまして、賃貸住宅の建設に要する費用を、償却期間七十年、五分の元利均等で償却するものとして算出した額に、修繕費、管理事務費、地代相当額、損害保険料、貸し倒れ及び空家による損失を補てんするための引き当て金に、さらに公租公課を加えましたものを月額として、これを基準として家賃を決定する次第でございます。

○佐藤(観)委員 そうしますと、私は一つ確認をしておきたいのですが、ここに一つ公団をつくる、といったことです。そうしますと、ここにかかった、いま言われたような工事費その他一切の、利子も含めまして総額が出てくるわけですから、それを戸数割りと申しますか、人数割りと申しますかにすべて含まれていて、つまり原価主義であるということを確認してよろしくござりますか。

○宮地参考人 いま申し上げました項目の中で、修繕費などがあるのは地代相当額という一例を申し上げた、こういうものは変動値となるわけでございます。当初におきましてそういう計算上の基準といたしますけれども、これで七十年間変わらないという趣旨ではございません。

○佐藤(観)委員 必ずしも原価主義ではない。つまり一つの公団の独立採算と申しますか、その公団にかかる費用をそこに住んでいる人が払うべきだということではないということですか。必ずしもそうではないということですか。

十年たち、その時点において計算いたした場合に定率で算出をいたします。ところが、五年たち、

おいては、これは不足を生ずるわけです。したがって、いま私が申しました建設省令第九条というものにおきまして、最初の家賃を七十年間据え置けばそれで公団の収支はほとんどなるという趣旨において九条は書かれておるものではないということでございます。

○佐藤(観)委員 公団の家賃の項目の中をこういふふうに分けることができると思ふのです。

建設工事費、それから人が入らなかつた場合の引き当て金、それから損害保険料、それからいま言われたような管理費、修繕費、それから固定資産税、都市計画税などの公租公課、それから地代の相当額、それに利息。その中で、いま宮地さんが言われたように年を経につれて変わるものといふのは修繕費、管理費、これは人件費が幾らか変われば変わつてくると私は思うのです。ですが、一つの公團をつくり、そこに入つている方々の家賃をきめる場合には、大体給与がたとえば二十億なら二十億かかった、工事費その他一切を含めた総額を大体そこに住む人が負担するという形になつてゐると思うのです。

そういうふうにしますと、確かに古い住宅は安くなつておりますし、まあ名目的に安くなつておりますし、新しいやつは高いわけですが、とにかく七十年たてばほん減価償却ができると思うのです。それを新しいのと古いとの差額と申しますか、にするということになると、そこに住んでいる人は自分の受益でない部分を払わなければならない。新しい公團ができるがための部分も、その住居者といふのは払わなければならぬ。どうもその辺がやはり住んでいる方には納得がいかないんじやないかと思うのですが、どうでしようか。

○宮地参考人 現在の状態から申しますと、一部のもの、公租公課等は三年ごとに評価がえをして上がつてまいります。現在公團は非常に多数の住宅を建てておりますから、これらのものを公團全体といたしまして収支決算をいたしますと、少なくとも四十四年度は各項目において赤字を出し

てはおりません。しかしながら、実際に団地ごとに見ましたときには、古い団地におきましては明らかに修繕費は赤字になり、公租公課等も赤字になります。その赤字になつてないということを裏返して申しますと、新しい住宅の家賃で、次第に多くあつたときでございます。

○佐藤(観)委員 しかし、ここでいま問題になつてゐる新旧家賃の格差は正のために古い家賃を引き上げるというのは、修繕費が上がつた、あるいは管理費が上がつたためではないのです。そういったことになつてると、たとえば一番最初にできた公團住宅に住んでいた人は、そのままほかの住宅ができなかつたならば、公團で最初にきめられた家賃をずっと納めていれば、公團としても最終的には赤字じゃなくて、土地の買取価格でいくと二十年で償却できるわけですから、二十年後には少し安くすることもできるわけだし、さらに民間のアパートなんかを考えますと、古くなればそれだけやはり減価償却がされているわけですか

ら、民間のアパートだと長くたつた住宅だと安くありますし、新しいやつは高いわけですが、どちらもやはり住んでいる方には、ちゃんと家賃は払っている、だんだん減価償却していくはずなのに、新しい住宅が建つためにその分までも自分たちが持たなければならぬ。それが単に管理費、修繕費が上がつてきたからその分だけ上がるのではなくて、新しい公團ができるがため、自分たちに関係のない不受益部分まで負わなければならぬというの、やはり最初から住んでおる方にとっては、どうしても納得がいかないことだ

ですが、この辺はどのように説明しておられますでしょうか。

○宮地参考人 いまは建設省令の一条文、九条の部分だと思いますが、建設省令第十条におきまして「物価その他経済事情の変動に伴い必要がある」と認めるとき。それから第二点として「賃貸住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めること」、「賃貸住宅について改良を施したとき」。

もう一項ございますが、いま直接関係のありますのは、第十条の三項目の場合におきましては家賃を上げることが認められているようになつておりますし、ただいま申しました事情によりまして、たとえばあき家家賃の値上げというようなことをすでに実施いたしております。

なお、先ほどの御質問中に、土地代等につきまして償却というふうなおことばがございましたが、土地代につきましては償却資産とは考えておりせんのと、それから建物につきましては七十年の元利均等償却といたしておるのでございます。

○佐藤(観)委員 ひとつ、僕の説明が足りなかつたと思うのですが、二十年と申したのは、買取した用地費が二十年で全額まかなえると私は聞いております。

それと、いまちょうど言われましたが、私の考

えからいくと、あき家割り増し家賃というのも、どうも私は納得がいかないと思うのです。いま言つたように均等七十年ではば償却できるというときに、ほぼ一・五倍、隣の同じ間取りで同じよう生活している人の一・五倍、五割増しの料金を新しい人が五年後の住宅に対しては払わなければいけない。同じ住宅でありながら隣の人と五割も違う。これはやはり大きな問題になるだろうし、それからいま言つたように、七十年で減価償却できるように均等割りで計算してきたものが、管理費、修繕費といふものがある程度上がるといふのはわかるけれども、こういう割り増し料金が一体どこへいくのだろうかという疑問がある。住んでいる人にしてみれば、いま言つたように、同じ部屋に住んでおりながら隣の人より五割も高

い、しかもよくよく家賃というものを調べてみると、とにかくかかつた費用というものは七十年で全部償却できるような計算で家賃が取られておる

ということになると、どうもこれは住んでおる人

は納得がいかないし、家賃の占める割合といふものが、昔は一割が家賃の占める割合だといわれておりましたけれども、いまはさらに高いペーセン

テージになつておりますので、そういうことになると、やはり住んでおる方は非常に不満が多いと思うのです。この辺、あき家割り増しといふのは、どうも本来の公團の大きな原価主義と申しますが、そこからいくと、はづれておるようにも思ひますけれども、どのようにお考えでしようか。

○宮地参考人 第一点の御質問、土地代について二十年の償却という点につきましては、これは私

のほうでは償却いたしておりません。用地の建設に要する経費の百分の五をもつて、つまり五分をもつて金利として、償却資産としては考えておりません。

それから、あき家賃につきましては、従来の経験によりますと、建設後五年程度を経過いたしましたと、一方におきまして、いま大臣の申されましたように、立地条件の変化が非常にございまして、実質的にアンバランスが出てきておる。一方におきまして、特に公團の初期の賃貸住宅におきましては、具体的に申しますと、流しが、われわれ人とぎ流しといつておりますが、そういうものであります。現在はステンレス流しを使っておられます。あるいは電気の容量が非常に小さい建物それ自体の効用といふものが客観的に落ちていいような場合があります。したがつて、その不均衡を是正し、かつ、さような建物の効用を上げるために特別修繕を行ないまして、そうして再評価した場合に、およそどのくらいになるだらうかといふ金額を出しまして、それと現在の家賃との

おのれであります。そうしてその引き上げた金額を一部いま申しました特別修繕それから一般修繕に使いまして、その残りは面開発、市街地とか一

部に非常に高い家賃が出る場合がござりますので、その家賃の減額を使っておりまして、公団自身の経理といたしましては、一定の年限がたちましたときには利益が出てくる計算をいたしておりません。やはりとんとんにいくということを目指して、かようなあき家家賃の増収分を使用しているのでございます。

○佐藤(観)委員 公団側の收支は確かに私はそうなると思うのです。しかし、そこに住んでいる方は五割取られたって、いまステンレス流しの話をなさいましたけれども、必ずしも流しが全部、そういうふうに五割取られたところは新しくなつてもう一つは、住宅宅地審議会の新旧家賃の格差は正ということ、つまり五年たつたらば、五年前につくられたものは格差を是正するんだというのでも高いほうに是正していくことになりますと、あちこちの公団で五年たつたものは毎年――

毎年といいますか、五年たつたものは格差是正、格差是正でこれをやつたら、いつまでたつても私はどんどん家賃といふのは上がっていくと思うのです。むしろこの物価高の中ですから、私あとでも少し大臣にお伺いしたいのですけれども、実はあまり公団ばかり責めても実効のあがらないことですから、もう少しあとでそのことを大臣のほうにお伺いしますけれども、この物価高のときですから、せめて家賃ぐらい、原価主義でいくならばある程度七十年で減価償却できるようできているわけですから、上げないようなことができないんじやないか。そうしてもう一つ、格差是正といつて、五年たつたものは格差是正のために幾らかずつでも上げていくということになると、これはいつまでたつてもイタチごっこで、ほんどの住宅が上がっていくということになる。これはもう住宅対策の悪い現状にあって、非常に住んでいる方に脅威じゃないかと私は思うのです。そういう意味において、五年前のものは上げていくことになると、格差是正といふのは、やついくとどの公団もどんどん上がっていくという

ことになるんじゃないかと思うのですが、これはどういうふうにお考えですか。

○宮地参考人 お話の根底にございますのは、先ほど申し上げましたけれども、公団の住宅の家賃は七十年据え置いても何とかそれととんとんになりますが、この点明らかに誤りございまして、機会あるごとに私どもは、さようかなことではない、建物については七十年の元利均等で償却する。そういうことでありますと、あのたとえば公租公課等を見ましても、これは土地の値上がりに応じまして三年ごとに固定資産税の評価がえがございます。これを回収しなければなりません。また管理事務費につきましても御承知のような状況でございます。それから修繕費等に至りましては、年度当初に固定した一定の割合で取りました修繕費というの、当然修繕する時点における物価において支払いをいたしましたから、相当の赤字を出しているわけでございますので、決して公団の家賃といふものが当初始めたものによって七十年もつということは私どもは考えておりません。したがつて、そういう経費の増とで見ておりますと、新規の募集の倍率とあき家の倍率とを見ますと、常にあき家のほうの入居者の希望が多い。

#### [塩谷委員長代理退席、委員長着席]

ある場合においては、われわれ自身じくじたるような数字を出す。まだ相当多数の者が公団の住宅に入りたがっている。こういうような事案を考えますと、やはり從来から住んでいたこと自体において著しく社会常識上安いといふものと、現在建てるものとの間にアンバランスがあるということは認めざるを得ないという事情でございます。これをいかに措置するかということに関する法的根拠が、十条の二項の、住宅相互間に不均衡があると認めるときには値上げができるという規定の根拠かと私ども理解しております。

○佐藤(観)委員 宮地さんが確かに言われるように、家賃の中で占めている、いま言われましたような管理費、修繕費、公租公課、こういうものは確かに私どもは年ごとに変化があると思うのですが。

ですから、その部分の家賃の値上げというることは、ある程度まだ私は説得する力があると思うのです。ところがその増収分を、今度の値上げはその理由ではなくて、いわゆる新しい公団を建てるための資金のほうに回せということになつてくると、それはやはり少し話が違うんじゃないかと思うのです。公団に住んでいる人にとってみれば、新しい公団ができるよとできまいとそれは無関係のことである。ですから公団の収支という観点からいくと、そこに住まれている方々のあれからいくと、ぼくはずいぶん違うと思うのです。

もう一つお伺いしたいのは、太体一つの公団ができれば、その中に建設費といふのはすべて入っていると思うのです。たとえば、いま公団では自動車の駐車場からお金を取りますね。自動車の駐車場といふのは建設費の中に含まれておりますか。含まれないと、いうのは、つまりそこに住んでいる方々のある程度家賃をきめるときに頭割りするわけですが、そのときの工事費といふのに駐車場といふのは入っておりませんですか。

○宮地参考人 二通りの場合がございまして、駐車場として初めから施設用地費として計画いたしました場合におきましては、その土地代は家賃の中に算入されません。たまたま公団ができ上がりまして不利用地がある。またここを駐車場にしても入居者の方に迷惑がかからないというような場合におきまして、あとから駐車場に変更する場合、そのときには当然その土地代相当分といふものは認めざるを得ないという事情でございます。これをいかに措置するかということに関する法的根拠が、十条の二項の、住宅相互間に不均衡があると認めるときには値上げができるという規定の根拠かと私ども理解しております。

ほらの経理操作におきまして環境整備費という項目にその費用を入れまして、たとえば園地施設をつくるとか、入居者の方の利便施設のためにそういう費用を還元いたしておるのでございます。

うな大きな金利負担にあえいでいるところになる。と、もつとやはり政府の住宅政策として一般財源からこういうものを出す必要があるんじゃないのか。確かに、住宅公団法によりますと、その「財務及び会計」のところには「政府は、公団に対し、長期若しくは短期の資金の貸付をし、又は住宅債券の引受をすることができる」と書いてあって、しなければならないということは書いてないわけです。しかしやはり一千万人近い方々が住宅がなくて困っているという現状にかんがみるならば、政府はもっと積極的に一般財源の中からこのように利子のかさまない金というものを出して住宅を建てるべきではないか、そう思うのですけれども、建設大臣のお考えはいかがでしょうか。

○根本国務大臣 お答えいたします。

住宅政策は、いま佐藤さんがいろいろ御議論なさいた点から考えてみても、公平の原理ということも大切ですが、その場合、何を標準として公平の原理かということが問題になる。同じ条件のもとに入つた人がだんだん上がるのはおかしいじゃないか、独立採算制——これは不均衡だというが、ところが先ほど私が冒頭に申しましたように、より条件の悪いところで、もつともっと高いところの家賃を払わなければならぬという人から見れば、前におつた人はいいへんに便利のいいところで安いのは不公平だ、こう言われます。それからさりに現在公団に入りたくても公団に入れないと、回も四十回も抽選に当たらない、その人から見れば、現在入つておる人は非常に国家の恩恵を受けているじゃないか、こういうふうに問題が焦点の置き方で変わってきます。ところが住宅政策全体から見るならば、現在では御指摘のように少なくとも三百四、五十万の住宅を必要とするときに、いま佐藤さんが言われたように、一般会計から金を出して低家賃政策をとれということをやる場合には、ほんとうに住宅を必要とする人のほんの一  
部分よりこれは利益を受けることができない、いま佐藤さんが言われたように、一般会計から金を出して低家賃政策をとれということをやる場合

い。そこで政府政策住宅で、少なくとも社会常識から見て、利潤を取らずして、これならばなるほど現在のサラリーマンの方々も許容し得る限度のうちで、しかもできるだけ多くの人に低家賃に入つていただくというところに焦点を合わせるのを私は至当だと思うのです。そこで、一般会計から金を出せということは非常によく言われますが、一体しからば国家とは何ぞやといふと、これは一般国民なんです。納税者なんです。納税はしない、そして一般会計からやつて多数入れるといつたって、これは実質上不可能でござります。そういう意味で、現在ある程度高度成長が続いている間に、結局住宅といふものは持ち家を与えることが一番いいのです。なぜなれば、貸し家住宅ならば定年に達して収入がなくなつた、そういうような場合にはまるきり今度は断層が落ちてしましますから、そのためには、現在民間企業が高度の成長を遂げておる今日ですから、賃金の一部と見てもいいから住宅政策を企業がやるべきだ。それに対して政府の施策として減税をする、経費として一部認めていく。そうしてまた一面においては、これによって企業もそれほどの大きな負担なくして従業員の安定雇用につながる、こういうような提案をしていります。そうしてできるだけ、いまの低家賃にどうしても依存せざるを得ない低所得の労働者あるいは中小企業で働くおる人々の利益のためにやるということをとどめるのが現実的な政策であると考えておるのでござります。しかし御指摘の点は私も理解ができます。しかしごく簡単にあります。昭和三十九年までは出資金を政府が出しておりました。四十年から切りかえまして利子補給と年まで出しておりました政府出資金は、もちろんこれは出資金でございますので、金利がゼロでござります。これと民間資金を合わせましてその金利を平均して年五分で家賃計算ができるようになります。出資金の計算はそれに所要の出資金を出しているということございます。四十年以降の計算は、民間資金を借りてその金利が年五分より高い部分を政府の利子補給で補つて年五分においてこれだけの過密化ができるから、私たくても入れない人のために数多くとるべきかと

はいかないかというので、従前の方式、まあ当分これでいくべきだと考へておる次第であります。  
○佐藤(観)委員 私も確かにとにかく住宅をふやさなければならぬということは一致するわけで、されども、政府の施策を見ておりますと、ここに、これは住宅公団の業務年報ですけれども、昨年度の表ですけれども、これを見ますと、四十年度から政府は住宅公団に対して出資金を出していません。それから利子補給が四十三年度からとまつておるわけです。これは少し決算交付などを聞いておりますけれども、どうもやはり、建設大臣の言わたようにひとつたくさん住宅をつくろうという政策から見ると、向ぎではないか。私の言つたように、住宅の家賃の三分の一の二点に関しては、出資金、利子補給の件いかがでございましょうか。  
○多治見政府委員 ただいまの出資金と利子補給の問題でございますが、ちょっと御質問の趣旨がわかれの理解するところと違つておる点がござりますが、実はただいまお話しございましたように、昭和三十九年までは出資金を政府が出していました。四十年から切りかえまして利子補給といふことにいたたけでございますが、三十九年まで出しておりました政府出資金は、もちろんこれは出資金でございますので、金利がゼロでござります。これと民間資金を合わせましてその金利を平均して年五分で家賃計算ができるようになります。出資金の計算はそれに所要の出資金を出しているということございます。四十年以降の計算は、民間資金を借りてその金利が年五分より高い部分を政府の利子補給で補つて年五分においてこれだけの過密化ができるから、私たくても入れない人のために数多くとるべきかと

はやはり戸数をふやすというところにいくべきであります。  
○佐藤(観)委員 せっかく住宅局長さんがいらっしゃいますので、一点お伺いしたいのですけれども、現在公営、たとえば都営の場合年間所得が七十四万円以下しか入れないわけです。それで、公団ですと家賃の四倍以上ということでござります。これが結婚してすぐくらいの所得の人なわけですから、二万円の人としても九十六万、ほぼ百万以上の人でないと入れないわけです。そうしますと、つまり七十四万円以下百万円以上、この間にギャップがあるわけです。ちょうどこのギャップが結婚してすぐくらいの所得の人なわけですから、住宅局としてこの間のギャップをいかに埋めることをお考へでしようか。  
○多治見政府委員 ただいま御質問のギャップの問題でございますが、現在公団のほうは収入上限と、つまり七十四万円以下百万円以上、この間にギャップがあるわけです。ちょうどこのギャップが結婚してすぐくらいの所得の人なわけですから、住宅局としてこの間のギャップをいかに埋めることをお考へでしようか。  
○佐藤(観)委員 まだ御質問のギャップの問題でございますが、現在公団のほうは収入上限と、つまり七十四万円以下百万円以上、この間にギャップがあるわけです。ちょうどこのギャップが結婚してすぐくらいの所得の人なわけですから、住宅局としてこの間のギャップをいかに埋めることをお考へでしようか。  
○多治見政府委員 まだ御質問のギャップの問題でございますが、現在公団のほうは収入上限と、つまり七十四万円以下百万円以上、この間にギャップがあるわけです。ちょうどこのギャップが結婚してすぐくらいの所得の人なわけですから、住宅局としてこの間のギャップをいかに埋めることをお考へでしようか。

けの計算で申し上げますと、いまお話しのようないろいろな数字になると思いますが、政策的にわれわれ考えております場合には、公営住宅は二種と一種とござりますが、その収入概算、それから公団住宅に入人の収入概算、それから住宅金融公庫の資金を借りて家を建ててお入りになる階層、それぞれの階層を分けて収入分析をいたしまして、この階層に公営住宅を供給すればいいということで政策の基本を立てております。そこで来年から新しい五ヵ年計画に入るわけでございますが、その計算でまいりますと、大体年収七十三万円未満の方は第二種公営住宅、それから七十三万円から百七十万円までの方は第一種公営住宅、それから公団その他の公的の賃貸ということで、収入階層別に供給住宅の態様を変えているわけでございまして、その間のギャップはないというふうに考へておるわけございます。

にとられてはいかぬというので、農地を固定したのです。ところが、これが経済発展してくると、もう都會地がどんどん発展したにもかかわらず、農地なるがゆえにこれは膠着して転換できなくしちやつた。それと同時に、そういうふうに需要供給のアンバランスが出たために、とにかく土地を持つたほうがあらゆるものに投資するよりも有利だということことで、会社も個人も金さえあれば土地に投資した。何と申しますか、実働のあれじやなくして、土地値上がりによる利用のためにやられた。それから今度は固定資産税がこれに伴わない。ますますそれを助長する。それから収用法が日本ではありますけれども、これを実際にやらなかつたし、またいままでそれをやるとたいへんな物理的な抵抗と社会不安を来たす。それから方においては公共事業がどんどん進んでいく。今度銀行が預金収集のために町などのいいところはプライスメカニズムを越えた買い上げをやる。これでどんどん上がつちやつた。そういうことを助成しながら下げるということはできませんから、そこで農地法は、いろいろトラブルがあつたけれども、これは改正した。それから新市街地法によって線引きしたその市街地計画地帯には農地法の適用を排除する。それから今度は、近く税制の改正によって空閑地を持つておることがそう利益にならぬからというようなことをやると同時に、もう一つは都會地の近くに大幅の土地供給をしなければいけません。それには、私から言わせるならば、幸か不幸か相当残っているんです。それは水と交通関係が整備されてないところは、現在の日本の大好きなデベロッパーも手がつけられないで残っている土地があります。そこで、たくさんいろいろの法律がありますが、少なくとも十ヵ年間の宅地需要の長期見通しを、はつきり計画的に計算によつてこれを示す、それに対してもう一つになつて仮需要がなくなる。もう一つは大都市において一番問題は実は水なんです。この水が、

実は御承知のように農業水利権、慣行水利権のため、あつても使えないところに問題があつた。これは私は、昨年來日本の経済構造、社会構造が変わつておる今日、過去の水田に依存しておつた国の経済の基本が変わつた今日、水利権を再検討すべきだ。これは決して農民から水を取り上げるのじやないのです。農民の必要な農作物の水は全部確保してやる。そのかわりあととの水は全部公共の用に供するようにしてほしいと、農林省とも協議中です。農林省もそれを前より上げるのじやないのです。農地政策の基本問題だと思ひます。これは建設省ばかりではできませんので、関係閣僚と協議をして、少なくともこの数年間には鎮静の方向に持つていきたい、こう考えておる次第でござります。

それからもう一つは、佐藤さんも御指摘になりましたが、土地問題との関連がありまして、現在の総合農政の一環として農民の農地政策を推進すべきである。農家の皆さんが売つてしまえば、これらは財産がなくなる。そこで農地を宅地にどんどん転用しないさい。そうした場合には、自分の農地に賃貸住宅をつくる場合、資金がありませんから、それに対しては政府が財政投融資を回してあげましょう、あるいはまた農林地中金の金を使った場合には利子補給をしてやるというふうにして、官民両方とも、住宅ができるだけたくさん、しかもわりあいに安くつくれるような政策を進めてまいりたい、こう思つておる次第でございます。

○佐藤(観)委員 低家賃住宅をつくるにしても何をやるにしても予算でござりますので、大もの建設大臣になるべく多く獲得していただき、安い住宅を多くつくっていただくことを要望いたしますて、質問を終わりにいたします。どうもありがとうございました。

○天野委員長 山田太郎君。

○山田(太)委員 まず最初にお断わりしておきたいことは、このたびの建設省設置法の一部を改正する法律案については、これまで十分審議をし尽くされたことでありますので多くをお伺いするつもりはありませんが、私自身が内閣委員会の新人の一人でございますので、疑義の二、三点だけをまずはお伺い申し上げて、次に公書関係についてもあわせてお伺いを申し上げたいと 思います。

そこで、この当該法案でござりますが、前国会でございましたか、あるいはその前でございましてか、企画室を企画部に昇格しなければ機構の整備をはかることが困難である、こういう答弁があつたのを一応議事録から拝見しておりますが、その後の機構の整備状況についてどうであるかという点を、まず第一点お伺いしておきたいと思ひます。

○大津留政府委員 この設置法の改正は前々国会にお願いいたしまして、関東地方建設局外四地には企画部を設けさせていただきました。残り

の四地建は企画室のまま残つておつたわけでございます。その分を部にさしていただきたいといいます。

が今回の改正の内容でございますが、ことしの五月にその企画室のまま残つております四つの地方建設局におきまして、その企画室に企画課と技術管理課という二つの課を設けさせていただきました。それで組織の充実をはかつたわけでございましたが、昨年の六十一国会で当時の官房長が、企画室と、この室という形では通常その下に課を置くのがむずかしいという御答弁をしておりま

す。地方建設局のそういう下部の組織についてはどういう形でできるできないということは特段の法律上の定めはございませんけれども、通常の扱いとして部の下に課を設ける、室の下には係を設けるというのが通例でございますけれども、残された四つの地建、業務量は他の地建と同じようにどんどんふえてまいりますし、やむを得ない措置をいたしまして企画室の下に二課を設けさせていただいた、こういうわけでございます。

○山田(太)委員 今までの通例としては部の下に課を設ける、しかしこのたびはやむを得ない事情によって、ということは今までに例のなかつたことだということだと思うのですが、そのやむを得ないというのははどういうことをおつしやつておるのかお伺いしておきます。

○大津留政府委員 地方建設局で受け持ちます国土計画、地方計画の調査、これは縦貫道の調査をはじめとして広域利水の問題その他いろいろございますが、社会資本の充実が非常に強く要請されておる今日、そういう基礎になる調査が非常に多くなつてしまつております。またそれに従いまして管内の府県とか市当局とのいろいろな連絡調整ということも出てまいります。そういうことのために部を認めていただきました建設局は企画部、その下に二課を設けてやっておりましたが、企画室のところは企画室の下に係だけというようなことで、いかにもこれらの仕事に対応するには機構的にも不足でございますので、あまり例の少ないことではございますが、企画室

に課を設けさせていただいた、こういうわけでございます。

○山田(太)委員 例の少ないことだとはおつやいましたが、私の知る範囲においては、たとえば室を今度部に昇格させる、その後課を設けていく、それが当然今までにおいては全部通例であります。たしかことしの五月だったと思ひますが、もうすく、法令の上からはこれは当然違法ではない、しかし、常識的な見地からいうと、法案の通過す

る前に、部ができる前に課ができるということは、これは国会軽視に通じて、いくと言われても抗弁できません。だからはこういうことのないよな注意を払つていただきたいという点についてましてはまず大臣から御答弁を願いたいと思います。

○根本国務大臣 ただいま官房長が答弁したところではございまして、国会を軽視するなどということではなくて、何らこれは先取りしたということではありません。

○山田(太)委員 いまの大臣の御答弁で納得しかねる点があるわけです。それはどういうことかと申し上げますと、じゃある面から言えど、これは、このたびの法案のような、室を部に昇格させることだから、これからはこういうことのないよな注意を払つていただきたいという点についてましてはまず大臣から御答弁を願いたいと思いま

す。一つの機構でござりますから、私は、実情に沿つた措置を講ずることが、むしろ国会で御決定なさいました予算遂行上そのほうが適当であるならば、これは決して国会軽視ではないと思いましてやつたわけであります。しかし、こういうことは法律上は何らあれではありませんけれども、いま山田委員から御指摘になつたような疑念もあるであります。

○山田(太)委員 たしかことしの五月だったと思ひますが、もうすく、法令の上からはこれは当然違法ではない、しかし、常識的な見地からいう意味ではございませんが、しかし、いわゆる常識の上からいって国会を軽視した、法令の上からはこれは当然違法ではない、しかし、常識的な見地からいうと、法案の通過す

る前に、部ができる前に課ができるということは、これは国会軽視に通じて、いくと言われても抗弁できません。だからはこういうことのないよな注意を払つていただきたいという点についてましてはまず大臣から御答弁を願いたいと思いま

す。○根本国務大臣 ただいま官房長が答弁したところではございまして、国会を軽視するなどということではなくて、何らこれは先取りしたということではありません。

○山田(太)委員 いまの大臣の御答弁で納得しかねる点があるわけです。それはどういうことかと申し上げますと、じゃある面から言えど、これは、このたびの法案のような、室を部に昇格させることだから、これからはこういうことのないよな注意を払つていただきたいという点についてましてはまず大臣から御答弁を願いたいと思いま

す。お願いいたします。

○山田(太)委員 いまの大臣の答弁で、やむを得ないということを今後続けていくわけじゃない、このたびは特例である、そういう点から了承願いたいという御答弁でございますので、その問題の追及はまた他日に譲るとして、きょうは

その点についてはこれまでにしておきたいと思います。そこで、この地方建設局に部を置いて、その下に課を設ける、その仕事の内容です。先ほどの御答弁にもありました、いま少し具体的な面においてひとつ説明していただきたいと思います。これは局長にお願いします。

○大津留政府委員 企画部の仕事は大きく分けて二つに分けられるかと思います。一つは、先ほども申し上げました国土計画、地方計画の基礎になるいろいろな調査をやります。たとえば縦貫道をはじめ国道、地方道を含めました道路計画あるいは河川の水をいかに総体的に全体的に広域の地域にわたつて活用するか、広域的な利水計画、こういった公共施設を整備するに当たりまして、その基礎になるよういろいろな調査を担当する、これが一つでございます。

○根本国務大臣 それは私がただいま申し上げた速記録を読んでいただきますればわかりますように、そういう意味でなかつたなら私の勘違いとして、もしそういう意味ならばその点をもう一度明確にしていただいておきませんと、あとの質問はやつていく、そういう意味で受け取られたわけですが、そういう意味でなかつたなら私の勘違いとして、もしそういう意味ならばその点をもう一度明確にしておきませんと、あとの質問は続けるわけにはいかないようになつてきます。

○根本国務大臣 それは私がただいま申し上げた速記録を読んでいただきますればわかりますように、そういう意味でなかつたなら私の勘違いとして、もしそういう意味ならばその点をもう一度明確にしておきませんと、あとの質問は続けるわけにはいかないようになつてきます。

○山田(太)委員 さてそこで、いまの御答弁の中には、施工方法の改善とか、あるいは工事費の積算の改善、そういった土木技術、日進月歩でございまして、これを職員に訓練するというような土木技術の管理という面があります。

○山田(太)委員 それから一つは、土木技術の管理と申しますが、施工方法の改善とか、あるいは工事費の積算の改善、そういった土木技術、日進月歩でございまして、これを職員に訓練するというような土木技術の管理という面があります。

○山田(太)委員 さてそこで、いまの御答弁の中には、施工方法の改善とか、あるいは工事費の積算の改善、そういった土木技術、日進月歩でございまして、これを職員に訓練するというような土木技術の管理という面があります。

て、この治水事業は昭和三十八年の災害以来、一応それを契機として促進されてきてはおりますが、しかし未改修区域がまだまだ非常に多い状態でございます。ことに上流山地の荒廃状況や、あるいは中流のまだ築堤のないところや、あるいは下流部分においても、絶えず何かのちょっと大きな風水があると、その災害に脅かされたりあるいはその災害にあって、あたらむざんな被害を受けたる地帯が非常に多いわけで、この点についての治水状況、その後の状況と、それからこれからやっていこうとするものを、ことに中部地域も含めてその点を御説明願いたいと思います。

○川崎政府委員 ただいまお話しの吉井川につきましても、上流分につきましては昭和十二年ごろ、それから下流分につきましては昭和二十年ごろから、それぞれ上流は中小河川改修、下流は直轄で実施をいたしておるわけでございます。たまたま最近では三十八年にかなり大きい出水がございました、お話しのように沿線に甚大な被害があつたわけでございます。したがいまして、私どもいたしましては、昭和四十一年に河川法の改正に伴いましてこれが新しく一級水系に指定をされましたので、その機会に上流、下流並びに吉井川を取り巻きます山地一帯につきまして工事実施基本計画等を定めまして、その線に沿いまして現在改修計画を進めておるわけでございます。

上流部は主として津市及び吉井町でございますが、こういった主要な地区につきましては、堤防の築堤、掘さく等を行ないまして、できるだけ降水の疎通量を増大するというようなことで、現在その改修に対処をいたしております。それから下流部、特に和気町から下流でございますが、これは非常に狭さく部等もございますので、全線にわたりまして築堤、掘さく等を行なっているわけでございます。特に弓削地区熊山町等につきましては抜本的な築堤工事を行ないまして改修に資し

たい。なお下流におきましてもいろいろ高潮等の問題もござりますので、干田川のつけかえ等を含めまして、現在改修並びに調査をやっている次第

でございます。なお、上流河川流域の砂防事業につきましては、これは非常に風化しております花こう岩地帯が大半を占めておりますので、こういった山地からの土石の流出等を防止しますために、岡山县では特に吉井川につきまして重点を置いているような状況でございまして、特に本年の十一号台風等でも新たな荒廃渓流等ができましたので、そういうものにつきましては緊急的に砂防を手配する等の処置を講じております。したがいまして、現在私どもで第三次の掘さく事業五ヵ年計画を実施いたしておるわけでございますが、その線に沿いまして、しかも吉井川は若干おくれぎみでございますので、他の河川よりはできるだけピッヂを早めるよう配慮して、現在改修工事を実施しているところでございます。

○山田(太)委員 吉井川の水系においては、こと

に改修事業がおくれているということはあなた自身も認めていようとおりでございますが、これは強

力に推進を要望しております。

そこで、まず先ほど断わりました公害の関係の問題に移らせていただきたいと思います。

皆さん御承知のとおりでございますが、先日の四日、五日の連合審査の際に建設大臣から重要な御答弁のあつた中の一つに、下水道の事業について、全市街地に対する下水道整備を昭和六十年までに完成したい、このように御答弁があつたと思

います。そしてその際、その事業費は約十五兆円と御答弁になつておられました。そして第三次下水道整備五ヵ年計画、この四十六年から五十年の

第三次下水道整備計画の大蔵省に対する予算の概

算要求として、たしか二兆六千億という答弁だったと思います。

水道整備五ヵ年計画、この四十六年から五十年を一つの目標時点として定めまして、大体現

在の日本の経済成長が一〇%前後続くものとして

考えておきますと、昭和六十年度に市街地総面積

が一万二千五百平方キロ程度になる。そこに必要

な下水の大体の工事量を想定して、これは物価問

題も相当あります、それから技術開発の面があり

ますけれども、およその現在の物価上昇の率とい

う程度の技術開発をも考えておきまれば、昭

和六十年までに十五兆円投資をすれば大体何とか

いけるじゃないか、こう考えたわけあります。

その大体の目標を申し上げますれば、公共下水道が約九兆円、それから流域下水道が約四兆円、

都市下水路が約二兆円、これで十五兆円になる。

○根本国務大臣 先般私が申し上げましたよう

に、従来日本の下水道に関する国民の意識も、そ

れから政府をはじめ自治体も非常に認識が違つて

おつたと思うのです。なぜなれば、昔から日本の

ことばにあるように、何かあれば水に流すといつて、それで大体解決しておつたために、どうし

ても欧米の諸国に比べますと下水に関する認識が

非常に少ないので、ところが、最近このようない

重大な社会問題になつてきた。これを取り返すた

めには、相当地震の意識も変えなければいけない努力をしたのであります。ところが大蔵当局も

かねし、政府の姿勢も見えなければならぬとい

りますが、この二、三年ようやく、これはたいへん

なんのことだということで認識を改めつあつたわ

けです。そこで建設省としては、昭和四十一年に

国土建設の長期構想という観点に立つて下水道問題を特にクローズアップして考えてみたわけであ

ります。これによりますと、これは大体新全総の

計画にも一応取り上げられておりますが、昭和六

十年を一つの目標時点として定めまして、大体現

在の日本でこの点は重視してもらいたい、こういう発言をしておいたわけあります。

そこで建設省としては、昭和四十一年に

国土建設の長期構想という観点に立つて下水道問題を特にクローズアップして考えてみたわけであ

ります。これによりますと、これは大体新全総の

計画にも一応取り上げられておりますが、昭和六

十年を一つの目標時点として定めまして、大体現

在の日本の経済成長が一〇%前後続くものとして

考えておきますと、昭和六十年度に市街地総面積

が一万二千五百平方キロ程度になる。そこに必要

な下水の大体の工事量を想定して、これは物価問

題も相当あります、それから技術開発の面があり

ますけれども、およその現在の物価上昇の率とい

う程度の技術開発をも考えておきまれば、昭

和六十年までに十五兆円投資をすれば大体何とか

いけるじゃないか、こう考えたわけあります。

その大体の目標を申し上げますれば、公共下水道が約九兆円、それから流域下水道が約四兆円、

都市下水路が約二兆円、これで十五兆円になる。

○山田(太)委員 このたびの公害国会において建設

省から提出されたのは下水道法の一部改正の法案、これまで一本でございます。しかし非常に重

要な公害対策の問題でありますのがゆえに、建設大臣のこれまでの努力は、いまのお話のごとく非常

に多とするものではござりますし、またより一そ  
うの努力を要望するものであります、そこで連  
合審査会で御答弁になったその十五兆円、これの  
公共下水道あるいは流域下水、都市下水等々に分  
けての御答弁は先ほどあつたわけでございますが、こ  
が、私が非常に心配する一つでござりますが、こ  
のたびの概算要求の中で四十六年度下水道整備の  
予算の概算要求は幾らですか。

○吉兼政府委員 下水道関係いろいろ項目はござ  
いますが、全部総まとめました四十六年度  
の要求額の国費が七百一億円でございます。

○山田(太)委員 いまのような御答弁だと、これ  
は四十六年から五十年までの第三次下水道整備計  
画においての二兆六千億円は、これはまず了承で  
きます、金額云々はともかくいたしまして。そ  
こで昭和六十年までに完成しよう、完備しよう、  
それまでは十五兆円要るのだ。いまのは横割りで  
す。この横割りだけで縦割りのない計画といふも  
のは、これは眞の計画の中には入らぬといつても  
いいんじやないかとさえいわれております。した  
がって全くこの点についての計算、計画といふも  
のがないとするならば、この十五兆円といふも  
も、横割りは出た、だけれども今度は縦割りが出  
てこない。縦割りがなければある意味においては  
砂上の櫻閣ではないかといわれていることも耳に  
しております。いまの御答弁では、その縦割りが  
第三次まではあってもそのあとは全くないんだ、  
そういう意味でございますか。

○吉兼政府委員 ただいま大臣から御答弁ござい  
ましたように、私どもの役所といたしましては、  
長期計画といふものは五ヵ年というのを一応単位  
にいたしまして、財政当局に要求をし、その閣  
議決定をいたしまつております。したがいま  
して、来年度から五ヵ年、四十六年度から五十年  
までの下水道の総投資額といふことにつきまし  
ての計画要求をいたしておるわけでございます。  
それ以降のいわば超長期にわたりますところの計  
画につきましては、今後の経済なり財政なり、そ  
ういうものの情勢の変化もございまして、なかな  
か見通しが立ちがたい点もございます。一応先ほ  
どお答え申し上げましたように、建設省自体の國  
土建設の長期構想といふものがございまして、  
六十年時点の推定をいたしておるわけでござ  
いまして、それを先ほど申し上げたようなわけで  
ございます。したがいまして、お尋ねのようない  
いがります。

○山田(太)委員 いまのよだな都市局長の御答  
弁では、これは大臣のせつかくの連合審査会での  
御答弁をある意味においては非常に効の薄いもの  
にした、そういう答弁になると存じます。いま大  
臣が、それからあとは一兆アッブを持っていく、  
そうしてやつていて五兆円になる予定でおり  
ますと、そういう大臣の御答弁でありますので、この点  
はまた他日のことに譲りまして、きょうはその点  
で了承しておきたいと思います。

そこで、時間はあとわずかになりましたが、具  
体的な問題を申し上げたいわけでございます。も  
う少し時間をいただいて、河川法上の問題からお  
尋ねしておきたい点がございます。具体的例を申し  
上げますと、東京の多摩川です。この多摩川で飲  
料水を取水しておる、そのため下流においてカ  
ンベック病で子供の成長がおかされている。こ  
の報道は大臣もお聞き及びのことだと思いますが、  
この問題から考えてみると、この河川法の清潔  
のための禁止、制限、これから除外されている普  
通河川から流入される場合には、有害物質が河川  
法では取り締まれない、いまの現状では、これは  
適用河川となつております。そこでおそらく御答  
弁では、いま上程されておる水質汚濁防止法案や  
あるいは廃棄物処理法案等々によって、大きく網  
をかぶせられておるので、問題も解決するのじゃ  
ないかというふうな御答弁もあるとも存じます。  
時間がありませんから先に言つておきますが、そ  
こでその点は大きな間違いであるということ、  
そういう水質汚濁防止法案あるいは廃棄物処理法  
案等々の問題点数点をあげて、それはできません  
ぞということを申し上げたかったわけですが、こ  
れは時間がないから、そこでその点について、こ  
とに多摩川の問題はどういう考え方を持っているか  
という点が一つと、もう一つは、現在の河川法で

のでございます。何らの心づもりはないというこ  
とではありません。ただ都市局長としては、第三  
次まではこれは省議を決定して要請しているが、  
第四次はどうだということまではきめてないとい  
うことを申し上げたわけでございます。

○山田(太)委員 先ほどのよだな都市局長の御答  
弁では、これは大臣のせつかくの連合審査会での  
御答弁をある意味においては非常に効の薄いもの  
にした、そういう答弁になると存じます。いま大  
臣が、それからあとは一兆アッブを持っていく、  
そうしてやつていて五兆円になる予定でおり  
ますと、そういう大臣の御答弁でありますので、この点  
はまた他日のことに譲りまして、きょうはその点  
で了承しておきたいと思います。

そこで、時間はあとわずかになりましたが、具  
体的な問題を申し上げたいわけでございます。も  
う少し時間をいただいて、河川法上の問題からお  
尋ねしておきたい点がございます。具体的例を申し  
上げますと、東京の多摩川です。この多摩川で飲  
料水を取水しておる、そのため下流においてカ  
ンベック病で子供の成長がおかされている。こ  
の報道は大臣もお聞き及びのことだと思いますが、  
この問題から考えてみると、この河川法の清潔  
のための禁止、制限、これから除外されている普  
通河川から流入される場合には、有害物質が河川  
法では取り締まれない、いまの現状では、これは  
適用河川となつております。そこでおそらく御答  
弁では、いま上程されておる水質汚濁防止法案や  
あるいは廃棄物処理法案等々によって、大きく網  
をかぶせられておるので、問題も解決するのじゃ  
ないかというふうな御答弁もあるとも存じます。  
時間がありませんから先に言つておきますが、そ  
こでその点は大きな間違いであるということ、  
そういう水質汚濁防止法案あるいは廃棄物処理法  
案等々の問題点数点をあげて、それはできません  
ぞということを申し上げたかったわけですが、こ  
れは時間がないから、そこでその点について、こ  
とに多摩川の問題はどういう考え方を持っているか  
という点が一つと、もう一つは、現在の河川法で

○吉兼政府委員 東京都の下水道の整備状況は、

これだけの大都市にもかかわらず、非常に実はおくれております。なんなく三多摩のことときは、非常にはなはだしいものがあります。したがいまして、東京都はむろんのこと、私どものほうも三多摩地域の下水道整備には今後大いに力を入れていかたい、かように考えておるわけであります。

ことに多摩川につきましては、本年九月から公害対策基本法に基づきますところの水質環境基準が設定されております。この基準達成のためには、いろいろ工場の排水の規制もございますが、やはり多摩川に下水道を施設するということは——いまはないということを申し上げても過言ではないと思います。私どもの計画では、三多摩地域に大体十六市六町ばかりの市町村がございます。この関係の市町村全体を含めまして、東京都が中心になりました流域下水道というものを強力にこれから進めてしまいたい。現在のところ、一千億程度の投資額を予定いたしております。この流域下水道を強力に進めていきますために、実は今回下水道法の一部改正をお願いしておるわけでございます。

たいという当初の目標で努力をしてまいったのが  
こういう状況になつておるわけであります。何を  
申しましても、わが国の都市計画行政の歴史にお  
きましては非常に画期的なこの制度の改正でござ  
ります。また、今日わが国が置かれておりますと  
ころの都市の状況、都市問題をめぐるいろいろな  
問題、非常に複雑なものがございます。そういう  
こと等々からいたしまして、この作業は非常に簡  
単なものではございません。したがいまして、私ど  
もは法律が制定されまして、まずこれから都市  
政策を推進していく上におきまして、何と申しま  
してもこれが基盤になるわけでございますので、  
せつからく努力をいたしましてすみやかにこの作業  
が完了するようになつたいたい、かように存じてお  
る次第でございます。

上げたような状況でございます。したがいまして、私どもはおそらくとも昭和四十五年度末、来年の三月末までに少なくとも大部分の線引きを完了するというふうな目途で努力してまいりたいと思つております。何とかこの目標は達成できるものと期待いたしているわけでございます。

○鬼木委員 決意としては当然そうなければならぬと思うのですよ、こんなに日にもけみしていふのですから。三月までに絶対にやりなさい。複雑な問題があるということは当然のことです。いろいろ困難な複雑な問題があるといまあなたおっしゃつたが、私もそういう点は詳しく調べているのです。一体どういう点で複雑な問題があり、どういう点で困った問題があるのか。だつたら、困った問題は因らないようにしなければならぬ。複雑な問題は簡易にしなければいけない。その点をひとつおっしゃい。複雑な問題とおつ

いろいろ税金が上がるんじやないかといったような問題等の利害得失にかんがみまして、実際に現地の個々の地域の線引きにつきまして議論がされ、なかなかその調整がつかないといったような点も、ある程度共通の問題として私ども耳にいたしております。

その他、個別の問題でいろいろあらうと思いますが、大体大きな問題といったまではそういうふた点じやなからうかと私どもは思います。

○鬼木委員　おおむね、それで満点とは言われないけれどもね。まだ隔離搔拌の感はあるが、いずれにいたしましても新都計法の目的、理念は、これはたいへんいいと思うのですよね、これはもうはっきり。これこそ御案内のとおりだ。第一条、第二条にははっきり明記してある。だがしかしながら、これらの皆さん方の指導あるいは運営にあたつて、住民本位であるか、大衆福祉本位であるか、

○鬼木委員 あなたのおっしゃるとおり。私の調べておる範囲内においてもそうだ。最初の出発は八十五万ヘクタール程度であったと思う。それが今日は百二十万ヘクタールからになっている。仕事はできないで量だけをふやしている。ただ計算はどんどんふやして、仕事はいさきかもできない。計算合つて金足らずというような状態なんです。そういう勇み足をやらなくて、もう少し現実を見詰めて、そうして大衆に納得のいくようにならう新都計法だつたら、これはざる法ですよ。前国会でも私はそのように申し上げた。公聴会をやるにしましても——これは第十六条と第七条ですか、載つております。公聴会をやるとか、あるいは閲覧をさせる、それは私ども承知いたし

ますよ、そんなことは。やり方だって、いまそんなことわかつたんじゃないでしょう。同時に、そういう複雑な問題があるんだ、簡単にはいかない、一年半もたつてわざか五〇%足らずである、それで三月までにあと残りを全部やつてしまふんだ、それだけの自信がありますか。えらい簡単に言うが、答弁のための答弁では困るのですよ。なぜ私がこういうことを申し上げるかというと、前回の質問で、この線引きの問題を申し上げたのです。ところが、あなた方が、もう十分努力いたしましたして直ちにこれは解決いたしますという答弁であつたから、私この問題を出した。そうじゃないといつていいか。だからあなたたちがここでうまいことを言うと、建設大臣は、なるほどみんながそういうやってしてくれるか、これはけつこうだといって安心している。実際そうならない。三月まででありますか、あなたは三月までにやりりますと言つている。それをもう一べんはっきりしてください。○吉兼政府委員 前回のこの問題についての御質疑のときは、本年の三月末までを目途ということとして努力してまいりたい、こういうふうな答弁を申し上げたかと思いますが、現況は先ほど私が申し

しゃつたが、どういう問題だ。困難な問題とおつ  
るから、合わなければまた合うことを私はやる。  
それを言ってごらんなさい。

○吉政政府委員 各地域によりましていろいろな  
特殊事情等がございまして、一がいに申し上げる  
のものいかがかと思いますが、大体の傾向といいたし  
ましては、御案内とのおり、市街化区域を設定す  
る際の範囲の問題がございます。日本の都市の状  
況は既成市街地を取り巻きまして周辺に農村地帯  
が展開しておるわけでございますが、その際の農  
業との調整の問題、土地改良事業等の農業との調  
整の問題で、市街化区域の線をどういうふうに引  
くかというようなところで、地方におきましては  
いろいろ苦慮しておる点があるよう伺っております。  
それから、あとは市街化区域を設定されます  
と、私どもは当面十ヵ年を目指といたしまして、  
それにふさわしい町づくりをしてまいりたいわけ  
です。そういたしますと、そのためのばく大な公  
共投資を必要とするわけでございます。いろいろ  
税制問題にからみまして、市街化区域に入ると

ただ単にあなたたちが一方的にこれを解決しようとしておるのであるか、そういう点に大きな開きがある。それはその線の引き方に、地主あるいは農業をなさつておる方、そういう方との折衝だから、あるいはいまおっしゃるところの固定資産税の問題、税制の問題、それは建設省のほうのこれにも載つておる。これも拝見いたしました。しかし、これとても解決できていないのだ。「昭和四十六年度建設省関係税制改正要望」これとともにまだ解決していないのだ。あるいは地価の上昇、これも闇値協議会というのができて三回くらいやつておる。だけれども、何も試案が出ておらぬ。話し合いをするばかり。そういう複雑な点や困難な点を除去していくところの根本がなくして、そうして線引きが円滑にできるわけがない。これはもともと総面積は最初どのくらい計画してあつたんですか。

○吉兼政府委員　お尋ねの点につきましては、この法案審議の段階であつたかと思いますが、市街化区域を全国で八十三万町が四方ヘクタールということを想定しておつたかと思います。ところが現在の状況は、これはまだ全般終わっておりません

ております。皆さんのが納得するようだ、そういう税制問題でも一日も早くこれは解決すべきことならでしょ。そのくらいのことはだれだってわかっていますよ。市街化区域になれば、税金が高くなることは当然ですよ。全部宅地になれば、これは十分の一くらいかかりますよ。ところが農地だつたら二百分の一か三百分の一だ。そのくらいのことは前から当然わかっているんじやないか。いまから仕事をやろうというようになつてばたばたして、これはどうぼうを見て繩をなうよりもつと悪い。事前準備というものが何もできていないのです。官房長、私をにらんでいるが、文句があつたら、あなた答弁してごらんなさい。

○天野委員長 鬼木先生お続けください。時間もあまりないようでございますから。

○鬼木委員 ほんとうにそうじゃないですか。これまで仕事が進むわけがないですよ。もう少し前準備というものをはつきりやらなければ、そしてただあなたたちのお気持ちだけでやります、やりますでは、われわれは納得できない。というのは、現地においていまそういうことで紛争のまつた中なんですよ。われわれがそういう紛争の中に入つて

○鬼木委員 あなたのおっしゃるとおり。私の調べておる範囲内においてもそうだ。最初の出発は八十五万ヘクタール程度であったと思う。それが今日は百二十万ヘクタールからになっておる。仕事はできないで量だけをやっている。ただ計算はどんどんふやして、仕事はいささかもできな。い。計算合つて金足らずというような状態なんですよ。そういう勇み足をやらなくて、もう少し現実を見詰めて、そうして大衆に納得のいくようになります。そういう勇み足をやらなくて、もう少し現実を見詰めて、そうして大衆に納得のいくようになります。公聴会をやるとか、あるいは閲覧をさせる、それは私ども承知いたしております。皆さんのが納得するように、そういう会をやるにしましても——これは第十六条と第七条ですか、載つております。公聴会をやるとか、あるいは閲覧をさせる、それは私ども承知いたしております。皆さんのが納得するように、そういう税制問題でも一日も早くこれは解決すべきことなんでしょう。そのくらいのことはだれだってわかっていますよ。市街化区域になれば、税金が高くなることは当然ですよ。全部宅地になれば、これは十分の一くらいかかりますよ。ところが農地だつたら二百分の一か三百分の一だ。そのくらいのことは前から当然わかっているんじやないか。いまから仕事をやろうというようになつてばたばたして、これほどろぼうを見て罷をなうよりもつと悪い。事前準備といいうものが何もできていないのです。官房長、私をにらんでいるが、文句があつたら、あなた答弁してごらんなさい。

いって困っているのですよ。それをうまく納得させ、うまく話をつけてあげなければならぬ。あなたたちは、ただ机上の計画でばつとやる。先ほどお言いましたように、第一条の目的でも第二条の理由でもりっぱなものですよ。だけれども、これを実際に施行する、この法を生かしていくための準備が何もできないじゃないですか。複雑な問題がある、困難な問題があるということはわかっている。そこで税制改正というようなことを、なるほどあなた方は出しておられるけれども、その解決すらできない。そういう点をひとつ大臣どうですか。その税制改正でひとつはつきりやってください。あなたのほうからここに出ております。ところがまだそれがあなたの御希望どおりになつていません。ここに書いてあります。おたくから出されたのです。読めば時間がかかりますから……。おわかりでしょう、あなたの御から出されたのだから。その点ひとつあなたの御見解を……。

○根本國海大臣 御承知のよう、新都市計画法における線引きの問題は、これは非常に個々の方の利害関係があるために、一方的にやるわけにいきませんので、そのために都道府県知事におおむねの権限を与えているのでございます。しかもそれは都道府県知事が一方的に官僚的にやることなく、十分にその関係住民の意向を聞きつつ、しかも日本全体の今後の社会経済の均衡ある発展という理念を一つの指導概念として、一面においては関係者の啓蒙をしながらこれをやっていくといふ、手続上の慎重を期しているわけです。そのために時間がかかるのは、これはやむを得ないと私は思っております。しかしながら、できるだけはやくこれをやらなければならぬということで、十分にそれぞれの地区の状況をお聞きしつつ、あるいは解釈上あるいは指導上の連絡を十分とつてやっているつもりでございます。

ところで、いま御指摘になりました税制上の問題は、これは闇閣協議会では一応の合意を得ておりますが、この権限は私のはうではなくして、

御承知のように自治省関係が多いのでございまして。実は、最初は自治省ではかなりこれに抵抗しておられましたが、やはり結局は税法上の措置をしておれば、先ほど問題になりました地価問題も解決できないし、市街化地域のスプロール現象も解消できない、また一面におきましては、土地の値上がりを見越したところの、いわゆる土地のブローカーと申しますか、土地投機家の跳梁も押さなければならぬ、しかも一面においては、すでに数年前からこの市街地区の近辺に投資しておられた者が、この線引きによって自分たちの目途としておったところのもうける機会を失うという、非常に複雑なものが、いろいろの形において政治的な力として地方自治体あるいは地域社会において活動いたために、相当紛糾しておりますことは事実でございます。しかしながら、だんだんこの点も理解をされてまいりまして、これはその土地を持っている方の利益というよりも、今後市街地区にお住みになる一般の、それこそほんとうの圧倒的多数の住民あるいはその地域社会の均衡ある発展のために法律でござりまするので、これはできるだけ鬼本さんが言われるいわゆる大衆の心を心として進めておる段階でございます。ただし、従来それをやるにしてはあまりにも前提条件としての政府のなすべきことが完備されでない。その点は御指摘のとおりで、私は抗弁はできません。しかし、それともかかわらずこれをやらなければならぬといううえで、ころに、この公害の激しい、しかも都市近辺のスプロール化、一方においては住宅を要求し、快適なる都市生活を要求する大衆の切なる要望にこたえるためには、若干の無理もまた準備不十分のことと承知しながらやらなければならぬというのが現状ではなかなかうかと考へておる次第でございます。

ておるのだ、あらゆる艱難を乗り越えてやつておられるのだ、そういう非常に積極的な大臣の御答弁は、私も大いに了とします。わかります。しかしながら、同時に一日も早くそういう前途の困難を克服していく、それに全力をあげなければ、これはできないということを私は申し上げておきま

えつけようとしているから、これはなかなか問題が進まない。あくまで住民本位で、あくまで大衆福祉の面からこれを考えて、みなが納得するような方法をやつていただきたいと、公聴会だとか閲覧だとかありますけれども、それが生きておらない。そういう点に私は大いに意を尽くしていただきたいと思う。そうしないと、いまもおっしゃつておるように、今回のこの線引き作業によって非常な地価の高騰ということになつていい。まだ大臣のおつしやつたとおりです。そのために地価対策閣議協議会なんというのをつくられたり、三回ぐらいやつたということが書いてあります。それによつて的確な結果を出していただかなければいかぬ。皆さん方のやつていらっしゃることは頭でやつていらっしゃるのですね。いま少し現実的に大地に足を踏みしめてやつてもらいたいと思う。どうですか、その点ひとつお答えを願いたい。

園芸となつてかなりの高度の投資をして、しかも採算がとれるということもあるのであります。が、そういういろいろの具体的なものがわからぬうちに、とにかく自分自身の思惑と将来に対する不安感が御指摘のように混乱させておる。それをできるだけ解明するように指導しておるのであります。

自分の段階ではなかなか人のいうことを聞かずに、自分の思惑で騒ぎが起ころうともないではない。しかし御指摘のとおり、これはそうした土地を持つておる人の利益のためといふよりは、むしろ土地を持たずこれから都市生活をしたいという、それこそ非常に多数の一般大衆の利益が第一優先して考えられており、しかもまたその人々が快適といふか、条件の整つた市民生活ができるための措置だということを考えれば、若干の抵抗があつてもこれは進めなければならないと思つておる次第でござります。

○鬼木委員 いや全く同感です。おっしゃるとおりですね。市街化区域というものは土地を持っておる人のためにやるんぢやないですかね。決してそうじやなくして、理想的な、ほんとうにわれわれが望んでおるところのきれいな町づくり都市づくりをやろうというのが目的であつて、それはこの第一条の目的、第二条の理念にはつきりうたつてある。それが目的ですから、こういう線引きのために地価が異常に高騰をする、そういうところに地主がもうけていくというようなことはわれわれ決して望んでいることでもなければ、むしろよくないことだ。これは私が前回皆さん方にお尋ねしたときには二・五倍だといふようなことであつた。もう今日は三倍以上上がつていますよ。逆に今度は調整区域なんかは地価が三分の一ぐらいに下がつてますよね。そこへ不動産屋がばあつと入り込んで買い占めようとしている。こういうことで、もう調整どころか不調整、無秩序の市街化形成ということになつておる。これはもうほんんど無秩序、でたらめです。そういう状態が今日の状態です。あなた方ではスプロールとこう言っておられるが、ほんとうに無秩序な拡散ですね。これ

が今日の状態ですよ。だから私は、これをこの法の条文にありますように第一条の目的、理念に沿つた実態に一日も早く直していただきたい。そらしないというと、地方はそのため悲喜劇が起つておるのでですね。

そういう点においてここで私は一言申し上げたのですが、先ほど申しましたように西歐なんかでは自発的に協力して、何も県知事がやることもないではない。しかし御指摘のとおり、これはそうした土地を持つておる人の利益のためといふよりは、むしろ土地を持たずこれから都市生活をしたいという、それこそ非常に多数の一般大衆の利益が第一優先して考えられており、しかもまたその人々が快適といふか、条件の整つた市民生活ができるための措置だということを考えれば、若干の抵抗があつてもこれは進めなければならないと思つておる次第でございます。

### ○鬼木委員

いや全く同感です。おっしゃるとおりですね。市街化区域というものは土地を持つておる人のためにやるんぢやないですかね。決してそうじやなくして、理想的な、ほんとうにわれわれが望んでおるところのきれいな町づくり都市づくりをやろうというのが目的であつて、それはこの第一条の目的、第二条の理念にはつきりうたつてある。それが目的ですから、こういう線引きの

とが日本ではやりましたが、基本法ができる抜本的ということがはやりますけれども、立法のときにはそなりますけれども、現実にはなかなか基本法というのは、それこそ訓示規定になり、それから要望的な法律になつてしまつのです。現実にいまの都市計画法、新都市計画法、都市再開発法あるいは建築基準法等、これがいわば都市計画の基本的な、具体的な政策でございますので、市基本法といふものを考えてはおりません。

### ○鬼木委員

いや私は無理にそれをつくれといふことを言つておるのぢやない。法がなくても、都市基本法といふものをあなたの頭の中に描いていただいて、そしてこれをスムーズにやつていただければけつこうなんですよ。法律をつくるばかりが能じやないんだから、だからあなたの明晰なる頭の中に都市基本法といふものをはつきり確立していただいて、これを遂行していただきたい、こう

いうことを申し上げておるのであります。そうしないと、今日の市街化区域の問題はたいへんなんですから。そういう点で、時間が来ましたので、まだちょっとお聞きしたいのが残つてゐるのですけれども、皆さんに御迷惑をかけてもいかぬから、じゃとにかく結論としまして、この問題については、新都計法につきましては格別の皆さま方の御努力をお願いしたい。そして大臣もはつきりした

いんりますが、先ほど申しましたように西歐なんかもなればだれがやるんでもない、自分たちが自主的にこういうふうにやりましょう、こういうふうにやりましようということでだれも異論はない。あたかも高きより低きに水が流れるごとく自然にできている。そうした最も民主的な市街化づくりを私はやつていただきたい、そういう意味からこうしたざる法をもつとはつきりしていただるために都市基本法といつたような、そういう法をお尋ねしたい。それで、これを一体的に大綱をびしゃつとつくるようなお気持ちはあるのかないのか、その点ちょっとお尋ねしたい。

○根本国務大臣

何事も基本法、基本法といふこ

とが日本ではやりましたが、基本法ができる抜本的ということがはやりますけれども、立法のときにはそなりますけれども、現実にはなかなか

建設省設置法の一部を改正する法律案について

採決いたします。

○天野委員長

これより討論に入るのあります

が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

建設省設置法の一部を改正する法律案について

採決いたします。

○天野委員長

起立多数。よつて、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関す

る委員会報告書の作成等につきましては、委員長

に御一任願いたいと存しますが、御異議ありませんか。

○天野委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕  
〔報告書は附録に掲載〕